

令和6年 第2回定例会

新地町議会会議録

令和6年3月6日 開会

令和6年3月21日 閉会

新地町議会

令和6年第2回新地町議会定例会会議録目次

| | |
|-----------------------------|----|
| 招集告示 | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |
| 第 1 号 (3月6日) | |
| 議事日程 | 3 |
| 出席議員 | 4 |
| 欠席議員 | 4 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 4 |
| 職務のための議場出席者 | 4 |
| 開 会 | 5 |
| 開 議 | 5 |
| 日程の追加 | 5 |
| 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 会期の決定 | 5 |
| 諸般の報告 | 6 |
| 陳情の報告 | 6 |
| 常任委員会所管事務調査の報告 | 6 |
| 議案の報告上程 | 6 |
| 提案者の説明 | 7 |
| 諮問第3号の質疑、採決 | 21 |
| 議案第6号の質疑、採決 | 22 |
| 議案第7号の質疑、採決 | 24 |
| 議案第33号の質疑、討論、採決 | 25 |
| 予算審査特別委員会の設置 | 26 |
| 予算審査特別委員会正副委員長の選任 | 27 |
| 散 会 | 28 |
| 第 2 号 (3月18日) | |
| 議事日程 | 29 |
| 出席議員 | 30 |
| 欠席議員 | 30 |

| | |
|-----------------------------|----|
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 30 |
| 職務のための議場出席者 | 30 |
| 開 議 | 31 |
| 会議録署名議員の追加指名 | 31 |
| 一般質問 | 31 |
| 4番 寺島博文議員 | 31 |
| 6番 八巻秀行議員 | 37 |
| 2番 村上勝則議員 | 46 |
| 1番 大内広行議員 | 53 |
| 散 会 | 62 |

第 3 号 (3月21日)

| | |
|-----------------------------|----|
| 議事日程 | 63 |
| 出席議員 | 65 |
| 欠席議員 | 65 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 65 |
| 職務のための議場出席者 | 65 |
| 開 議 | 66 |
| 議事日程の報告 | 66 |
| 一般質問 | 66 |
| 5番 吉田博議員 | 66 |
| 10番 井上和文議員 | 77 |
| 議案第8号の質疑、討論、採決 | 85 |
| 議案第9号の質疑、討論、採決 | 86 |
| 議案第10号の質疑、討論、採決 | 86 |
| 議案第11号の質疑、討論、採決 | 87 |
| 議案第12号の質疑、討論、採決 | 87 |
| 議案第13号の質疑、討論、採決 | 88 |
| 議案第14号の質疑、討論、採決 | 88 |
| 議案第15号の質疑、討論、採決 | 89 |
| 議案第16号の質疑、討論、採決 | 89 |
| 議案第17号の質疑、討論、採決 | 90 |
| 議案第18号の質疑、討論、採決 | 90 |

| | |
|------------------------------|-------|
| 議案第19号の質疑、討論、採決 | 9 1 |
| 議案第20号の質疑、討論、採決 | 9 1 |
| 議案第21号の質疑、討論、採決 | 9 2 |
| 議案第22号の質疑、討論、採決 | 9 2 |
| 議案第23号の質疑、討論、採決 | 9 3 |
| 議案第24号の質疑、討論、採決 | 9 3 |
| 議案第25号の質疑、討論、採決 | 9 4 |
| 議案第26号の質疑、討論、採決 | 9 4 |
| 議案第27号の質疑、討論、採決 | 9 5 |
| 議案第28号～議案第32号の委員長報告、質疑、討論、採決 | 9 5 |
| 議発第1号の上程、説明、質疑、採決 | 9 9 |
| 議発第2号の上程、説明、質疑、採決 | 1 0 0 |
| 陳情審査委員長報告 | 1 0 1 |
| 意見書案第1号の上程、説明、質疑、採決 | 1 0 2 |
| 閉会中の所管事務等調査の申し出 | 1 0 4 |
| 町長の挨拶 | 1 0 4 |
| 閉 会 | 1 0 4 |

新地町告示第7号

令和6年第2回新地町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月15日

新地町長 大 堀 武

1 期 日 令和6年3月6日

2 場 所 新地町議会議事堂

○ 応招・不応招議員

応招議員（12名）

| | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|----|-----|---|---|---|---|----|
| 1番 | 大 | 内 | 広 | 行 | 議員 | 2番 | 村 | 上 | 勝 | 則 | 議員 |
| 3番 | 牛 | 坂 | 毅 | 志 | 議員 | 4番 | 寺 | 島 | 博 | 文 | 議員 |
| 5番 | 吉 | 田 | | 博 | 議員 | 6番 | 八 | 卷 | 秀 | 行 | 議員 |
| 7番 | 三 | 宅 | 信 | 幸 | 議員 | 8番 | 寺 | 島 | 浩 | 文 | 議員 |
| 9番 | 菊 | 地 | 正 | 文 | 議員 | 10番 | 井 | 上 | 和 | 文 | 議員 |
| 11番 | 水 | 戸 | 洋 | 一 | 議員 | 12番 | 遠 | 藤 | | 満 | 議員 |

不応招議員（なし）

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和6年第2回新地町議会定例会

議事日程（第1号）

令和6年3月6日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情の報告
- 第 5 常任委員会所管事務調査の報告
- 第 6 議案の報告上程
- 第 7 提案者の説明
- 第 8 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 議案第 6号 新地町副町長の選任について
- 第10 議案第 7号 新地町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第1 議案第33号 新地町土砂等による盛土等の規制に関する条例の制定について
- 第11 議案第28号 令和6年度新地町一般会計予算について
 - 議案第29号 令和6年度新地町国民健康保険特別会計予算について
 - 議案第30号 令和6年度新地町介護保険特別会計予算について
 - 議案第31号 令和6年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 議案第32号 令和6年度新地町下水道事業会計予算について

出席議員（12名）

| | | | | | | | |
|-----|----|----|----|-----|----|----|----|
| 1番 | 大内 | 広行 | 議員 | 2番 | 村上 | 勝則 | 議員 |
| 3番 | 牛坂 | 毅志 | 議員 | 4番 | 寺島 | 博文 | 議員 |
| 5番 | 吉田 | 博 | 議員 | 6番 | 八巻 | 秀行 | 議員 |
| 7番 | 三宅 | 信幸 | 議員 | 8番 | 寺島 | 浩文 | 議員 |
| 9番 | 菊地 | 正文 | 議員 | 10番 | 井上 | 和文 | 議員 |
| 11番 | 水戸 | 洋一 | 議員 | 12番 | 遠藤 | 満 | 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | |
|--------------------------|-----|----|
| 町長 | 大堀 | 武 |
| 副町長 | 岡崎 | 利光 |
| 教育長 | 佐々木 | 孝司 |
| 総務課長兼 会計管理 会 | 齋藤 | 高史 |
| 企画振興課長 | 小野 | 和彦 |
| 税務課長 | 中津川 | 秀樹 |
| 町民課長 | 大堀 | 勝文 |
| 健康福祉課長 | 佐藤 | 茂文 |
| 農林水産課長 兼農業委員 会事務局長 | 岡田 | 健一 |
| 建設課長 | 小野 | 好生 |
| 都市計画課長 | 加藤 | 伸二 |
| 教育総務課長 | 木幡 | 邦枝 |

職務のための議場出席者

| | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 佐藤 | 武志 |
| 書記 | 千葉 | 奈菜 |
| 書記 | 齋藤 | 愛斗 |

午前10時00分 開 会

◎開会の宣告

○遠藤 満議長 ただいまから令和6年第2回新地町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名であります。

◎日程の追加

○遠藤 満議長 次に、議事日程はお手元に配付のとおりであります。町長から追加議案1件の提出がありました。

お諮りします。これを日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、追加議案1件を日程に追加することに決定しました。

ここで追加議事日程配付のため、暫時休議をいたします。

午前10時00分 休 憩

午前10時01分 再 開

○遠藤 満議長 それでは、再開をいたします。

◎会議録署名議員の指名

○遠藤 満議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、

3番 牛 坂 毅 志 議員及び

6番 八 卷 秀 行 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○遠藤 満議長 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会で慎重に審査の結果、本日から3月21日までの16日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月21日までの16日間に決定しました。

◎諸般の報告

○遠藤 満議長 日程第3、諸般の報告については事務局長から報告させます。

佐藤武志事務局長。

○佐藤武志事務局長 ご報告申し上げます。

議会閉会中の動向につきましては、諸般の報告その2として、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、監査の結果の受理であります。一般会計及び特別会計の例月出納検査が令和5年11月分、12月分、令和6年1月分及び随時監査の審査結果の提出がありましたので、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、町長より提出されました議案等の受理であります。諮問第3号及び議案第6号から議案第33号までの29件が提出されております。

次に、一般質問の通告の受理であります。議席番号4番、寺島博文議員をはじめ、7名の議員から17件の通告がありましたので、これらは執行機関に送付をいたしております。

以上であります。

◎陳情の報告

○遠藤 満議長 日程第4、陳情の報告を行います。

今期定例会までに受理した陳情は2件で、陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出を求める陳情書については、総務文教常任委員会に付託したので、報告します。

陳情第2号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情については、郵送のため印刷してお手元に配付しております。

◎常任委員会所管事務調査の報告

○遠藤 満議長 日程第5、常任委員会所管事務調査の報告については、総務文教、産業厚生各常任委員会委員長から、所管事務調査の報告書が提出されておりますので、印刷してお手元に配付しております。

◎議案の報告上程

○遠藤 満議長 日程第6、議案の報告上程については、町長から提出された諮問第3号及び議案第6号から議案第33号までの29件を上程します。

◎提案者の説明

○遠藤 満議長 日程第7、町長に提案理由の説明を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 皆さん、おはようございます。本日ここに、令和6年第2回新地町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、今年1月1日に能登地方に甚大な被害をもたらした、令和6年能登半島地震から2か月が過ぎました。町としましては、1月5日に、東日本大震災の際、義援金をいただいた輪島市に対し、救援物資を送ったところであります。また、1月31日に行われた臨時会において同意いただいた見舞金と、多くの町民の方や企業、町内の小中学校よりお預かりした募金、合わせて486万1,988円を被害が大きかった石川県の3市4町へ義援金として2月21日に送金いたしました。被災されました皆様には、寒さと不安が交錯する中で、物理的な被害だけでなく、いろいろと負担も大きいことと思います。改めて被災された皆様には心からお見舞いを申し上げます。そして一日も早い、復旧・復興と皆様の生活が平穩に復することを願っております。

続いて、本年も東日本大震災のあった3月11日を迎えるに当たり、震災で犠牲となられた皆様に哀悼の誠をささげるとともに、復興への誓いを新たにするため、令和6年東日本大震災新地町追悼式を文化交流センター観海ホールにおいて執り行いますので、ご案内を申し上げます。

さて、本定例会には、別添附議事件でお示しをいたしましたとおり、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてなど、28件の議案について、ご提案いたしております。さらに、追加議案も1件ありますので、よろしく願いいたします。

議案の説明に先立ち、行政の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。

本年1月7日に行われた、令和6年新地町消防出初め式では、功労者の表彰をはじめ、消防関係者やご来賓の皆様と地域の安全・安心を守る決意と、1年間の無火災と無災害を誓い合ったところであります。また、3月1日から7日までの春季全国火災予防運動の期間では、消防団員による町内火災予防広報活動を行い、火災発生防止と防火対策の啓発を図ってまいります。

次に、新地高等学校空き校舎等の活用検討の状況については、庁内プロジェクトチームを中心に、敷地や校舎等の現況、管理状況などについて、福島県との協議を通じて調査・課題の整理を行っております。

また、広く空き校舎等の利活用について、総合的な見地から検討する組織として、議会の皆様や行政区長、各種団体の代表者、学識者などから構成する新地高等学校空き校舎等活用検討委員会を

設置し、去る2月28日に第1回目の会議を開催し、議論を始めたところであります。今後は、本委員会の意見なども踏まえながら、方針をまとめていきたいと考えております。

人事関係につきましては、令和6年度の職員採用は、事務職1名、保育士2名の採用を決定しましたので、ご報告いたします。

次に、企画振興課関係について申し上げます。

昨年12月14日に開催したまちづくり懇談会は、各行政区や各地区の役員の皆さんなど105人のご参加をいただきました。町の主要事業について各課から説明させていただいた後、町政についてご意見等をいただきました。懇談会でのご意見等については、関係課等において充分検討し、これからのまちづくりに活かしてまいります。

1月1日には、43回目となる鹿狼山元旦登山に合わせて日本一早い山開きを行いました。町内外から約1,500人の登山者が訪れ新年の幕開けを祝いました。

次に、税務課関係について申し上げます。

令和6年度の町県民税の申告を、2月16日から、役場申告会場において、実施しております。

今後も課税客体の把握と適正な賦課資料の収集に努めてまいります。

次に、町民課関係について申し上げます。

令和5年12月10日から令和6年1月7日まで年末年始における地域安全運動・交通事故防止県民総ぐるみ運動を展開し、各種団体のご協力をいただき、事件事故防止に努めました。

保育所関係では、2月4日に、3歳以上の児童を対象とした保育参観、未満児を対象とした保育発表会をそれぞれの施設において開催しました。保護者の方々は、成長した子どもたちの姿に、大きな感動を受けておりました。

証明発行業務では、3月1日より、マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストア等にあるマルチコピー機から住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し、及び所得課税証明書を取得できるようになりました。早朝や夜間、休日などに証明書取得が可能となることから、住民の利便性向上になるものと期待しております。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン集団接種につきましては、12月21日から23日までの期間で、64歳以下の方を対象に接種を行いました。また、65歳以上で個別接種を希望した方は12月中に町内の医療機関で実施しました。まだ接種されていない64歳以下でワクチン接種を希望した方は、1月から3月までの期間で、町内の医療機関の協力をいただき、個別接種を実施しております。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した町県民税の非課税世帯への追加分である7万円及び町独自の均等割のみ課税世帯への3万円につきましては、2月ではほぼ給付が完了しております。また、医療・介護施設等への給付金、均等割課税世帯への10万円、非課税世帯・均等割のみ世帯の子育て世帯への子ども1人当たり5万円の給付金については引き続き申請を受け付けており

ます。

介護保険事業については、令和6年度から始まる新地町老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画を策定したところであります。第9期計画は、第8期計画の基本理念を継承し、超高齢社会に対応するため、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、地域包括ケアシステムの推進に向けて取り組んでまいります。

次に、農林水産課関係について申し上げます。

農家の生産意欲の維持・向上を図るため、配合飼料や化学肥料、農業用施設の電気代等の高騰に対する支援策として、経費の一部を助成する令和5年度新地町物価高騰対策農業者支援事業の受付を2月から開始しております。

国の主食用米生産数量配分が廃止されましたが、需要に応じた米生産を実現するため、県で設定した生産数量目安を参考に、新地町地域農業再生協議会では、令和6年産米について、作付面積413ヘクタールとして、水稻農家に通知したところです。

農業振興対策につきましては、経営所得安定対策、転作補助、各種補助事業等に取り組み、農業振興を図ってまいりました。

また、原発事故による食の安全・安心及び風評被害対策として自家消費用農林水産物の放射線検査を、これまで11件実施しております。出荷制限のある食品以外は、食品中の放射性物質基準値である100ベクレルパーキログラムを超えたものはありませんでした。

農作物に対する有害鳥獣の被害対策につきましては、電気柵補助交付がこれまで3件、有害鳥獣捕獲隊によるイノシシの捕獲がこれまで157頭となっております。引き続き、農作物の被害防止に努めてまいります。

地域計画につきましては、策定に係るアンケート調査として、新地町の今後の農地利用に関する意向調査を実施しております。今後、地域計画及び農業振興地域整備計画の策定に向けた資料として活用してまいります。

次に、建設課関係について申し上げます。

道路関係につきましては、1月30日大戸浜吾安谷地地内外の現道舗装工事を発注いたしました。

釣師防災緑地公園は、公園管理者や民間企業、町民主体によるイベントなどにより、本年度も大変多くの皆様にご利用いただきました。

現在、さらなる利用促進のため、オートキャンプ場に洗い場を増設しております。今後も多くの皆様にご利用いただけるよう引き続き適正な管理運営に努めてまいります。

県事業関係では、主要地方道相馬亘理線大戸浜一今泉間の舗裝修繕工事や、河川関係では立田川や砂子田川などの河道掘削や河川内の樹木伐採、堤頭舗装などの工事が行われました。

次に、都市計画課関係について申し上げます。

都市計画事業に関しましては、2月末時点における建築確認関係の事前調査が2件ありました。

住宅事業に関しましては、11月20日より町営住宅9戸の募集を行ったところ、6戸の入居が決定したところであります。下水道事業に関しましては、引き続き災害復旧工事を鋭意進めているところであります。汚水処理の接続状況につきましては、2月末時点において公共下水道接続件数3件、農業集落排水は2件の新たな加入があり、合併浄化槽補助につきましては2件の申請で、それぞれ水洗化率の向上に努めております。

次に教育総務課関係について申し上げます。

小中学校関係については、小中学校においても、今年元日に発生した能登半島地震で被災した方々に役立ててもらおうと各小中学校の児童生徒が集めた見舞金について、2月6日児童生徒の代表が来庁し総額20万5,053円を預かりました。

今年度の新たな取組として、12月20日、自ら志願した17名の児童生徒に、これまで新地町で培ってきたICTのスキルを活かしながら、地域の魅力発信や地域貢献の活動に取り組んでもらうためICTジュニアリーダー認定書を交付しました。2月6日には駒ヶ嶺小学校の6年生が、自らが地域防災の担い手になる決意を宣言書にまとめ、町に提出しました。

今年度の各小学校の卒業生は、福田小学校8名、新地小学校31名、駒ヶ嶺小学校18名の合計57名、尚英中学校の卒業生は73名となっています。また、今月5日と6日の両日には61名が県立高等学校前期選抜の学力検査を受験しております。

生涯学習関係については、男女共同参画推進事業として誰もが参画できる社会づくりを目指し、12月16日に第22回新地町男女共生の集い「ひとりひとりが「自分らしい生き方」を選び取れる社会の実現に向けて」の講演会や2月17日には男の料理教室を開催しました。1月7日には文化交流センターを会場に二十歳のつどいを開催し、厳粛な空気の中、二十歳を迎えた83名の皆さんを祝福しました。また、1月27日・28日の両日には、新型コロナウイルス感染症発生後初めて入場制限なしで生涯学習フェスティバル2024を開催し、震災後から支援をいただいている西東京市や渋谷区の職員労働組合の協力の下、作品展示や学習発表、ミニコンサート、物品販売等を行い約900名の方々に来場いただきました。

文化芸術振興事業については、冬休みこども映画上映会「ザ・スーパーマリオブラザーズ・ムービー」を開催し、234名の方が鑑賞をしました。

文化財関係については、1月26日が文化財防火デーになっていることから、17日に駒ヶ嶺地区の子眉嶺神社を会場に地域や関係者65名の方が参加し、防火訓練を実施しました。

スポーツ関係については、2月23日に駒ヶ嶺公民館の体育館でニュー・スポーツ体験教室を開催し、スポーツに親しむきっかけづくりとしてソフトバレーボールを行いました。

次に、令和6年度の町政運営に臨むに当たり、基本的な考え方と主要な施策を申し上げます。

各種事業の遂行に当たりましては、議会並びに町民の皆様の、より一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

令和6年度は、第6次新地町総合計画に掲げる主要施策の推進に向け、戦略的に事業展開を図りながら、課題解決につなげていかなければなりません。常に行政需要の変化を的確に捉えて、第6次新地町総合計画の諸施策を軌道に乗せ、町政全般にわたる町民ニーズや課題を踏まえ、各事業の選択と集中を徹底し、限られた資源を最大限有効に活用することで、中長期的な視野に立った財政運営を堅持しつつ、諸施策を積極的に推進していく所存であります。

その中であって、新地駅周辺拡大区域への商業施設誘致については、これからのまちづくりを進める上で、町民の利便性や移住定住化、地域経済の活性化等、様々な課題に関連しており、また、町民をはじめ、議員の方々からも強く要望をいただいているところでありますので、スーパーマーケット誘致にこだわらず、生鮮食料品の購入場所を確保できるよう、引き続き、取組を進めてまいります。

第6次新地町総合計画に掲げるまちづくりの目標ごとに分類した、令和6年度の主な事業は、快適で活力あるまちづくりとして、起業家支援補助金、鹿狼山駐車場整備事業、しんち魅力体感・発信事業、水産業共同利用施設整備事業などを計画しております。

災害に強く安全安心なまちづくりとしては、駒町地区の河川維持事業や自転車用ヘルメット購入費用補助事業、新公共交通制度導入事業、広葉樹林再生事業などを計画しております。

健康で元気なまちづくりとしては、高齢者見守り事業や障害者自立支援給付事業などを計画しております。

未来につながるまちづくりとしては、出産・子育て応援事業や在宅保育児支援事業、学校ICT推進事業、新地町歴史文化振興事業、アートのまち「新地」創造・アートの魅力発信事業などを計画しております。

住民力を活かすまちづくりとしては、3村合併70周年記念事業や地域おこし協力隊設置事業などを計画しております。

少子高齢化をはじめ、人口減少、産業振興、災害対策、子育て教育環境の充実など、様々な社会変化に対応するための事業を実施することで、子どもからお年寄りまで、誰もが安心して暮らせる町を築き上げてまいります。

次に、新年度における各課の具体的な目標について申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。

第6次新地町総合計画の目標達成に向け、常に国や県の動向を注視し、必要な支援策の要請や各種制度を活用しながら行政課題に対応し、健全な財政運営に努めてまいります。

近年、頻発する大雨・台風・地震などの大規模自然災害や事件・事故から町民生活を守るため、日頃から関係機関や自主防災組織等と緊密に連携するとともに、防災資機材の点検・確保など、防災意識を高く持ちいざという場合に適切に対応できるよう備えてまいります。

次に、企画振興課関係について申し上げます。

新地町スマートコミュニティ事業区域及び駒ヶ嶺工業用地への企業誘致に引き続き取り組んでまいります。

公共交通の充実については、のりあいタクシー“しんちゃんGO”の許認可をいただき、新たな運行事業を早期に開始したいと考えております。

交流人口の拡大については、鹿狼山駐車場整備工事に着手するとともに町の魅力ある観光資源を県外へPRするしんち魅力体感・発信事業を引き続き実施し交流人口拡大を図っていきたいと考えております。

次に、税務課関係について申し上げます。

新年度当初予算の町税総額は、22億665万円で、前年度より約2億4,000万円の増額を見込みました。

内容といたしましては、町民税では、ここ数年、令和3年、4年の福島県沖地震や、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、税収が落ち込んでおりましたが、来年度は、個人町民税で約2,150万円、法人町民税で約4,300万円の増額を見込んでおります。

また、固定資産税では、企業の設備投資などにより約1億7,478万円の増額、軽自動車税で約130万円の増額、町たばこ税で約25万円の減額を見込む内容となっております。

町税の賦課徴収につきましては、引き続き課税客体の正確な把握と的確な課税資料の収集を行い、公平公正な適正課税に努め、徴収率向上を図ってまいります。

次に、町民課関係について申し上げます。

保育所運営につきましては、核家族化、共働き世帯の増加などにより、3歳未満児の入所申込みが、依然として多くあります。令和6年度当初では、249名が入所予定となっております。保育指針に沿った指導計画と、町の保育方針を基に、保育に努めてまいります。

また、保育料の納入実績に応じた保育料軽減助成をはじめとした、保護者の費用負担の軽減を図る町独自の支援を継続して実施していくとともに、保育士の確保や施設の適正な維持管理等保育環境の整備に努めてまいります。

さらに、在宅でゼロ歳から2歳児を保育している子育て世帯の経済的負担の軽減を図る、新地町在宅保育助成金についても実施してまいります。

児童館運営につきましては、子育て中の親子が一緒に集い、親子や親同士の交流の場としてたんぽぽひろばの充実に努めるとともに、引き続き利用者への子育て相談などサービス向上に努めてまいります。

また、放課後児童の健全育成のための児童クラブにつきましては、157名が利用することになっており、留守家庭の保護者等のニーズに即した適切なサービスを提供するため、各小学校、児童館と連携しながら事業内容の充実に取り組んでまいります。

防犯、交通安全対策につきましては、地域一丸となった防犯活動の強化と交通安全教室の開催な

ど、地域・関係機関団体と連携しながら、犯罪や交通事故の未然防止に努めます。

自転車利用者について、福島県では、令和4年4月1日から自転車賠償責任保険等加入の義務化が、道路交通法の改正では、令和5年4月1日から自転車利用者の全世代にヘルメット着用が努力義務になりました。町では、自転車を利用する小・中・高校生を対象に、ヘルメット着用の促進と、万一の交通事故による被害の軽減を図るため、ヘルメット購入と保険加入費用への助成を新たに実施してまいります。

また、高齢者等については、運転免許証自主返納支援事業を継続して行い、町民の安心安全な生活環境づくりを進めてまいります。

町民の快適な生活環境を維持するため、各戸配布済みの冊子「ごみの分け方・出し方」の浸透と、ごみ減量・リサイクルの推進を実施し循環型社会の形成と住民モラルの向上や、不法投棄など廃棄物の適切な処理に努めてまいります。特に、生活ごみに多くの割合で含まれる生ごみを減量し、資源の再利用を目的として、生ごみ堆肥化容器（コンポスト）の助成を新たに実施してまいります。

町民の皆様の安心・安全な消費生活の実現を図るため、引き続き、弁護士による無料法律相談所の設置で消費生活相談の機能強化、啓発活動に取り組みます。また、広報、ホームページ、啓発冊子等で消費生活情報を提供してまいります。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

少子高齢化の進行や要介護者の増加、健康への関心の高まりなど、保健福祉に対するニーズが多様化する中、町民が住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるよう、保健、医療、福祉の関係機関と連携を緊密に図り保健福祉のサービス向上に努めてまいります。

高齢者の見守り活動では、これまで民生児童委員会の協力を得て実施してきた配食サービス事業を引き続き行っていくと同時に地域の皆さんの協力の下令和5年度から始まった高齢者世帯等見守り活動をより広めてまいります。

保健事業につきましては、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金を活用し、妊産婦健診や乳幼児健診を行い、安心して子どもを産み育てることができるよう事業を継続してまいります。また、各種健診では、受診率の向上を図り、受診結果に基づいて要精検者等の方には再検査の勧奨を行うとともに食生活改善、生活習慣病の発生と重症化の予防に努めてまいります。予防接種事業につきましても、インフルエンザや国の方針に基づく、子宮頸がんワクチンの個別接種、さらには、新型コロナウイルスワクチン接種など感染症対策を進めてまいります。

次に、農林水産課関係について申し上げます。

農政関係につきましては、経営所得安定対策及び各種補助事業を活用し、農家の経営安定に努めてまいります。

さらに、地域の農業の在り方等を定める地域計画につきましては、令和7年3月の策定に向けて目標地図の作成や懇談会等を実施してまいります。

農業振興地域整備計画の見直しにつきましては、総合見直しに係る土地利用方針の検討や基礎資料等を作成してまいります。

また食の安心安全を図るため、自家消費用食品等放射性物質測定を引き続き実施してまいります。米の安全性を確保するため、福島県によるモニタリング検査を実施してまいります。

6次産業化や地産地消の取組を相双農林事務所と連携して支援するとともに、新規就農者や農業法人の設立を支援することで、広範な担い手の育成に努めてまいります。

農作物に対する有害鳥獣の被害対策につきましては、新地町有害鳥獣捕獲隊による捕獲や、電気柵の補助など農作物の被害防止に努めてまいります。

漁業関係につきましては、操業に係るコスト低減や、つくり育てる漁業として稚魚・稚貝の中間育成放流事業、鮮度保持機器導入等による高品質化などを推進し、漁獲量拡大や漁業経営の安定化を図ります。また、風評被害の対策に努めてまいります。

水産業共同利用施設復興促進整備事業により共同作業場の整備工事を進めてまいります。

次に農業用施設関係につきましては、農業水路等長寿命化・防災減災事業による排水機場の更新や整備を進めてまいります。あわせて、多面的機能支払交付金により農地の維持活動を支援しながら、地域資源の適切な保全管理を推進してまいります。

林業関係につきましては、震災以降停滞している森林の再生として、広葉樹林再生事業を活用し、原木材等の再生と将来における原木の循環利用が図れるように努めてまいります。

次に、建設課関係について申し上げます。

交通安全対策として、通学路や交通量の多い町道を中心に、歩道整備やU字溝の蓋かけ等により、安心して通行できる歩行空間の確保に努めます。

町道橋などの道路施設については、効率的効果的な行政サービスを推進するため、点検や長寿命化計画の更新を行い計画的な修繕を実施してまいります。

常磐自動車道広野一山元インターチェンジ間の4車線化や国道6号の歩道設置、国道113号4車線化、県道拡幅等当町の骨格を担う道路の整備については、引き続き関係機関と連携し要望してまいります。

豪雨災害対策につきましては、災害に強いまちづくりを進めるため、県河川については、氾濫に対応した河川整備や河川内の堆砂や樹木の除去など適正な維持管理と、日常管理の軽減や災害対策として実施している堤頭舗装の整備促進について、引き続き要望してまいります。町管理河川についても、施設の修繕など適正な維持管理に努めるとともに、内水氾濫対策について取り組んでまいります。

町内外から多くの皆様に利用いただいております、釣師防災緑地公園については、今後も適正な管理運営に努めるとともに、ホームページやSNS、パンフレット等を活用し公園の魅力を発信し、また、施設の充実を図りながら交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、都市計画課関係について申し上げます。

都市計画関連事業につきましては、町内の土地利用の検討を行ってまいります。また、景観保全や屋外広告物設置の適正化についても努めてまいります。このほか、相馬地域開発記念緑地や新地駅周辺の緑地等の良好な維持管理に努めてまいります。

住宅関連事業につきましては、町営住宅の定期的な募集や定住促進住宅の入居促進のため、情報発信をしてまいります。移住定住に関しましては、「来てしんち」事業など建築に係る助成事業及び各種の移住支援事業を実施してまいります。また、空き家対策事業として改修等に関する補助制度を新設します。さらに昨今の地震被害を踏まえて耐震化促進のため、継続して耐震診断や耐風改修事業等を実施してまいります。

下水道事業につきましては、公共下水道事業及び農業集落排水事業は処理施設機器等のメンテナンスにより設備の延命化を図ってまいります。また水洗化率を向上するため汚水処理接続の啓発及び合併浄化槽設置に係る助成を行ってまいります。

次に、教育総務課関係について申し上げます。

学校教育では、ICT等の先端技術を活用し、一斉指導から個別最適な学びと協働的な学びに進化させる主体的・対話的で探究的な深い学びの充実に努めます。また、情報活用能力の育成などを図ることで、将来の予測が困難で変化の激しい社会を生き抜く力の醸成と確かな学力の定着に努めてまいります。引き続き家庭・地域と連携しながら、郷土の歴史や文化・産業を学び、社会奉仕活動や自然体験活動を通して、学校・家庭・地域を大切に作る人材の育成に努めてまいります。

児童生徒に対する心のケアについては、県の支援を受けて、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置し、不登校傾向の児童・生徒への対応としては、尚英中学校にスペシャルサポートルーム（SSR）を設置して担当教諭を配置するなど、誰一人として取り残さない、きめ細やかな指導に継続して取り組んでまいります。また、学校給食に地場産物を積極的に活用し、食育を通して感謝の心や郷土愛の育成に努めます。

次に、生涯学習の推進につきましては、引き続き公民館各種教室や講座を開催するとともに、生涯学習を行う団体に対して活動支援を行います。

文化・スポーツの推進につきましても、文化協会やスポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団などの団体と連携を図り、各種事業を推進するとともに、全ての町民が気軽に文化活動やスポーツを楽しめる環境整備と各施設の効果的な活用等に取り組んでまいります。

次に、図書館事業につきましては、町民の読書活動の推進を図るため、利用者のニーズに応えた図書をはじめ資料の充実に努めるとともに、本に親しむきっかけづくりとして季節ごとのイベント等を実施します。

また、ボランティア団体や各小中学校と連携し、読み聞かせなど各種事業を実施してまいります。続きまして、本日提案しました議案等についてご説明申し上げます。

初めに、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員1名が、令和6年6月30日で任期が満了となることから、新地町谷地小屋字樋掛田45番地の10大堀優子氏を引き続き、適任者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第6号 新地町副町長の選任につきましては、現副町長である新地町駒ヶ嶺字西久保7番地 岡崎利光氏の任期が、令和6年3月31日で満了することから、引き続き適任者として選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第7号 新地町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、委員会委員のうち1名が、令和6年3月31日で任期が満了となることから、新地町駒ヶ嶺字東清水21番地 齋藤充明氏を、適任者として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第8号 新地町下水道事業の設置等に関する条例の制定につきましては、公共下水道事業及び農業集落排水事業特別会計の会計処理が官公庁会計から公営企業会計に移行することに伴い、地方公営企業法に規定する財務規定等を適用することとなるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第9号 新地町新型コロナウイルス感染症に関する融資制度利子補給補助金基金条例を廃止する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時特例交付金対象事業が完了したため、関連する本条例を廃止するものであります。

次に、議案第10号 新地町会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例につきましては地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に令和6年度から新たに勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第11号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症上の位置づけが5類感染症に移行され、人事院規則が改正されたことを踏まえ、防疫等作業に係る特殊勤務手当の特例を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第12号 新地町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、新たに発行が可能となる戸籍電子証明書提出用識別符号等の発行に係る手数料の金額等定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第13号 新地町東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原子力災害対策措置法による避難等をした世帯に係る国民健康保険税及び介護保険料の減免について、令和6年度分に東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金、利用者負担及び保険料

の減免措置に対する令和5年度以降の財政の取り扱いについてにおいて、避難指示区域等における減免の見直しが行われることから、所要の改正を行うものであります。

なお、本改正条例は、国民健康保険事業の運営に関する協議会及び介護保険運営協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第14号 新地町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、新地町老人福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定及び第1号保険料の多段階化に伴い、令和6年度から令和8年度までの各年度の保険料について、所要の改正を行うものであります。

なお、本改正条例は、介護保険運営協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第15号 新地町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、議案第16号 新地町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、議案第17号 新地町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び、議案第18号 新地町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により当該規定の見直しが行われることから、所要の改正を行うものであります。

なお、本改正条例は、介護保険運営協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第19号 新地町町営住宅条例の一部を改正する条例につきましては、災害町営住宅の譲渡処分及び高見原町営住宅の火災に伴い町営住宅の管理戸数が減少したため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号 新地町一般廃棄物最終処分場堰堤築造工事請負変更契約につきましては、堰堤築造工事及び遮水工の設計変更により、請負金額の減額変更をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第21号 藤崎排水機場除塵機整備工事請負変更契約につきましては、経年劣化によるポンプ設備の整備等の設計変更により、請負金額の増額変更をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第22号 令和5年度新地町一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,100万円を減額し、歳入歳出それぞれ62億1,363万円とするものであります。

本補正予算は、令和5年度の整理予算となりますので、各費目での執行状況の精査を行い、所要

の調整を行ったところであります。

歳入補正では、町税で8,762万円、地方特例交付金で300万円、使用料及び手数料で63万7,000円、国庫支出金で2,981万7,000円、諸収入で1億1,078万6,000円をそれぞれ増額し、震災復興特別交付税による地方交付税で1,000万円、農業系汚染廃棄物処理事業補助金などの県支出金で9,719万1,000円、財政調整基金繰入金などの繰入金で1億8,036万9,000円、一般廃棄物処理事業などの町債で5,530万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出補正では、総務費で3,309万4,000円を増額するもので、主なものとしては、新地南工業団地特別会計への繰出金1億1,347万7,000円を増額し、定住促進住宅取得支援事業1,320万円、自治体システム標準化・共通化移行作業業務等の委託料957万3,000万円などを減額しております。

民生費では626万8,000円の増額で、主なものとしては、障がい者福祉サービス費等400万円、後期高齢者医療特別会計への繰出金310万7,000円などを増額し、民間保育園への施設型給付費で200万円などを減額しております。

衛生費では4,096万6,000円の減額で、主なものとしては、一般廃棄物最終処分場費4,000万円を減額しております。

農林水産業費では、8,873万3,000円の減額で、主なものとしては、イノシシ焼却費131万8,000円などを増額し、農業系汚染廃棄物処理業務7,340万円、経営発展支援事業補助金1,125万円などを減額しております。

商工費では、しんち魅力体感・発信事業など観光費で2,082万9,000円を減額しております。

土木費では、510万5,000円の増額で、主なものとしては、町営住宅維持管理基金積立金6,658万4,000円などを増額し、道路改良に伴う物件補償費で3,800万円、下水道事業特別会計への繰出金1,400万円などを減額しております。

消防費では、685万4,000円の減額で、主なものとしては、給水車による公用自動車購入費で450万円などを減額しております。

教育費では1,465万3,000円の減額で、主なものでは、奨学資金貸付金450万円、駒ヶ嶺公民館分館工事請負費300万円などを減額しております。

公債費では、市町村振興基金の長期元金繰上償還で1,656万8,000円を増額しております。

また、2事業の繰越明許費、1事業の債務負担行為の廃止、2事業の地方債補正を計上しております。

次に、議案第23号 令和5年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,535万6,000円を増額し、歳入歳出それぞれ8億6,545万4,000円とするものであります。

歳入補正では、県支出金2,535万6,000円を増額しております。

歳出補正では、保険給付費で2,535万6,000円を増額するものです。

なお、本補正予算は、国民健康保険事業運営に関する協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第24号 令和5年度新地町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ473万円を増額し、歳入歳出それぞれ8億5,763万8,000円とするものであります。

歳入補正では、介護保険料で108万9,000円、国庫支出金で118万2,000円、支払基金交付金で127万7,000円、県支出金で59万1,000円、繰入金で59万1,000円を増額しております。

歳出補正では、保険給付費で473万円を増額するものです。

なお、本補正予算は、介護保険運営協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第25号 令和5年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ830万7,000円を増額し、歳入歳出それぞれ2億420万7,000円とするものであります。

歳入補正では、後期高齢者医療保険料で520万円、一般会計からの繰入金で310万7,000円を増額し、歳出補正では、後期高齢者医療広域連合納付金で同額を増額するものあります。

次に、議案第26号 令和5年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,400万円を減額し、歳入歳出それぞれ3億5,661万8,000円とするものであります。

歳入補正では、一般会計からの繰入金で1,400万円を減額し、歳出補正では、下水道事業費で300万円、下水道維持費で1,100万円減額するものです。

次に、議案第27号 令和5年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、一般会計からの繰入金で1億1,347万7,000円を増額し、歳出補正では、整備事業費で同額を増額するものです。

次に、議案第28号 令和6年度新地町一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ、61億8,100万円とするもので、前年度の当初予算と比較しますと、6億400万円の増額となりました。

歳入の主な前年比較では、町税で2億4,037万9,000円、水産業共同利用施設復興促進整備事業などの国庫支出金で3億6,599万4,000円、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金などの県支出金で4,448万8,000円、財政調整基金繰入金などの繰入金で4,822万5,000円の増加となっており、震災復興特別交付税などの地方交付税で1億7,296万7,000円、町債で1,260万円が減少となっております。

歳出では、人件費や公債費などの義務的経費が22億3,838万4,000円、水産業共同利用施設整備事業や社会資本整備総合交付金事業の町道整備事業など普通建設事業費等の投資的経費が9億5,140万円、物件費や繰出金などのその他の経費が29億9,121万6,000円となっております。

次に、議案第29号 令和6年度新地町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ8億5,379万4,000円とするもので、前年度当初予算と比較して1,509万4,000円の増加となりま

した。東日本大震災における原子力災害の被害により避難した被保険者の減免の延長と一部負担金の免除を延長する措置を行っております。

歳入の主な前年比較では、県支出金が1,514万3,000円、繰入金で190万6,000円増加し、国民健康保険税で244万3,000円減少しております。

歳出の主な前年比較では一般被保険者療養給付費などの保険給付費が1,600万7,000円増加し、総務費が75万1,000円減少しております。

なお、本予算は、国民健康保険事業運営に関する協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第30号 令和6年度新地町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ8億4,781万4,000円とするもので、前年度当初予算と比較して3,721万4,000円の増加となりました。東日本大震災における原子力災害の被災者に対する減免と利用者負担額の免除を延長する措置を行っております。

歳入の主な前年比較では、介護保険料で605万1,000円、調整交付金など国庫支出金が890万8,000円、支払基金交付金で1,009万7,000円、県支出金が646万6,000円、繰入金で569万2,000円増加しております。

歳出の主な前年比較では、施設介護サービス給付費などの保険給付費で3,785万5,000円、地域支援事業費で162万9,000円増加し、総務費で227万円減少しております。

なお、本予算は、介護保険運営協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第31号 令和6年度新地町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ2億1,157万5,000円とするもので、前年度当初予算と比較し1,567万5,000円の増加となりました。

歳入の主な前年比較では、後期高齢者医療保険料で963万4,000円、繰入金で571万2,000円、諸収入で32万9,000円増加しております。

歳出の主な前年比較では、総務費で56万5,000円、後期高齢者医療広域連合納付金で1,479万円、保健事業で32万円増加しております。

次に、議案第32号 令和6年度新地町下水道事業会計予算につきましては、先ほど、議案第8号新地町下水道事業の設置等に関する条例の制定にて説明しましたとおり、公共下水道事業及び農業集落排水事業特別会計の会計処理が官公庁会計から公営企業会計に移行することとなったため、令和6年度から公営企業会計方式による予算書を新たに作成いたしました。

収益的収入及び支出における収入支出それぞれ3億1,481万円とするもので、収入につきましては、公共下水道事業収益として、2億4,020万円、農業集落排水事業収益として、7,461万円となっております。

支出につきましては、公共下水道事業費用として、2億3,833万2,000円、農業集落排水事業費用

として、7,647万8,000円となっております。

資本的収入及び支出における収入は1億9,828万1,000円とするもので、公共下水道事業資本的収入につきましては、1億7,573万8,000円、農業集落排水事業資本的収入につきましては、2,254万3,000円となっております。

資本的収入及び支出における支出は、2億4,817万8,000円とするもので、公共下水道事業資本的支出として、2億1,867万7,000円、農業集落排水事業資本的支出として、2,950万1,000円となっております。

なお、緊急を要する議案として、議案第33号 新地町土砂等による盛土等の規制に関する条例の制定について、追加提案をいたしております。建設工事等から排出される土砂等については法令による規制がなく、残土処分場が崩落し、大量の土砂が流出するなど不適切な埋立て等により大きな被害が発生していることから、土砂災害等を未然に防止するとともに、町民の生命、身体及び財産の保護を確保することを目的に、事業者の責務や土地所有者の責務など必要な事項を定めた土砂等による盛土の規制について、検察との協議が調いましたので、新たに条例を制定するものであります。

以上、提出いたしました議案について、ご説明申し上げましたのでよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願いたします。

○遠藤 満議長 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時20分 休憩

午後1時30分 再開

○遠藤 満議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諮問第3号の質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第8、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について意見を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 意見がなければ、適任と認めて答申したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と認め

て答申することに決定いたしました。

◎議案第6号の質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第9、議案第6号 新地町副町長の選任についてを議題とします。

岡崎利光副町長は退席をお願いいたします。

〔岡崎利光副町長退場〕

○遠藤 満議長 これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから議案第6号についてを採決します。

この採決は無記名投票により行います。

議場の出入口を閉鎖させます。

〔議場閉鎖〕

○遠藤 満議長 ただいまの出席議員数は、議長を除いて11名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、大内広行議員及び2番、村上勝則議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○遠藤 満議長 念のために申し上げます。本案に同意することについて賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○遠藤 満議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

〔投票〕

○遠藤 満議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。1番、大内広行議員及び2番、村上勝則議員の開票立会いをお願いします。

〔開 票〕

○遠藤 満議長 投票の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 ゼロ票

有効投票のうち

賛 成 11票

反 対 ゼロ票

以上のとおり全員賛成であります。

したがって、議案第6号 新地町副町長の選任については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○遠藤 満議長 それでは、岡崎利光副町長の出席を求めます。

〔岡崎利光副町長入場〕

○遠藤 満議長 ただいま新地町副町長の選任について同意をいたしました岡崎利光副町長にここで
ご挨拶を求めます。

岡崎利光副町長。

〔岡崎利光副町長登壇〕

○岡崎利光副町長 議会本会議中の貴重な時間に挨拶の機会をいただきましたこと、深く感謝申し上げます。

このたびは、副町長の再任に当たりまして選任同意をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。改めてその職務の重さに身の引き締まる思いをしております。私自身、まだまだ未熟ではありますが、これまでの4年間の経験を活かし、町長の補佐役としてお支えし、職務を果たす所存であります。

本町は、全国的な問題となっている人口減少や少子高齢化をはじめとする課題に加え、令和6年度から再び地方交付税の交付団体となるなど、今後厳しい財政状況が見込まれてまいります。しかし、大堀町長が掲げております安心、安全な住みやすい町の実現に向けて、毎年職員に対する訓示の中で、健康管理、自分のスキルを磨く、相手を尊重する、報連相の充実をもってみんなが知恵を出し合う、このことをしっかり心に刻み、職員と共に力を結集して前進してまいりたいと思っております。議会議員の皆様には、今後ともご指導賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○遠藤 満議長 どうもありがとうございました。

◎議案第7号の質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第10、議案第7号 新地町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから議案第7号についてを採決します。

この採決は無記名投票により行います。

議場の出入口を閉鎖させます。

〔議場閉鎖〕

○遠藤 満議長 ただいまの出席議員数は、議長を除いて11名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、寺島博文議員及び5番、吉田博議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○遠藤 満議長 念のため申し上げます。本案に同意することについて賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○遠藤 満議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

〔投票〕

○遠藤 満議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。4番、寺島博文議員及び5番、吉田博議員の開票立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○遠藤 満議長 投票の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 ゼロ票

有効投票のうち

賛成 10票

反対 1票

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、議案第7号 新地町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 追加日程第1、議案第33号 新地町土砂等による盛土等の規制に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 町で初めてこの盛土の規制条例ができるわけでありまして。これによって、関東圏などのいわゆる業者等の規制、一定程度の前進が図られると思うわけでありまして、条例そのものをつくって全体を書きますと、どうしても町民にとってしっかりとした周知方法も大事なのだらうと思います。6条、土地所有者の責務、土地の所有者はこういう責務があるのだよ、7条第2項、いわゆる適用除外、規則でいろいろ出しておりますけれども、こういったことは適用除外になりますよ、こういったことも含めて、町民に分かりやすい説明、単純にそういった違法業者を規制するためにやるということなのですから、こういう法律一回施行しますと、いろいろ、例えば家を建てる、農地関係は適用除外だよという話もありましたけれども、家を建てる土を盛ったり、あるいは建設業者、自分の土地に2メートルも3メートルも土置いていますね。そういったことも含めてどういったことが大丈夫なのか、これについては町ともしっかり相談をしてくださいよみたいな、きちっとした説明がやっぱり必要になってくるかと思えます。もちろん新聞にマスコミ発表したり、あるいはネットで出したり、広報に出したりということもあるとは思いますが、分かりやすい説明の方法、周知の方法についてお聞かせをいただければと思います。

○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 ただいまの質問にお答えします。

周知の方法ということでございますけれども、確かに町の広報、それからホームページは、直接関わるであろう町内の事業者等に対しても説明等は行ってまいりたいと思っております。

また、先ほど宅地造成関係等についてもお話ございましたけれども、当町の規制対象につきましては、1,000平方メートル以上でありますので、通常での宅地、個人ごとの宅地造成に関しましては、その面積を細かくしているわけではございませんので、でしたら圧迫させるようなことではないかなと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 それで、しっかり説明するということですが、例えば町の広報に載せる場合、こういうことで条例づくりしましたよではなくて、例えばもっと分かりやすいような、ある程度法令ぎちぎちになるのではなくて、絵で分かりやすいような、やっぱりそういった説明も工夫をして、これから20日間、余裕、ゆとりもあるようですから、しっかりとした対応をお願いしておきたいなと思います。よろしくお願いします。

○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 ただいまの質問にお答えいたします。

既に先進自治体等もございまして、いろいろな周知等をされている事例等ございますので、そういったものを参考にしながら周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 そのほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第33号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 新地町土砂等による盛土等の規制に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎予算審査特別委員会の設置

○遠藤 満議長 日程第11、議案第28号 令和6年度新地町一般会計予算について、議案第29号 令

和6年度新地町国民健康保険特別会計予算について、議案第30号 令和6年度新地町介護保険特別会計予算について、議案第31号 令和6年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第32号 令和6年度新地町下水道事業会計予算についての5件を一括議題とします。

お諮りします。議案第28号から議案第32号までの令和6年度予算5件については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号から議案第32号までの令和6年度予算5件については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置された予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長を除く11名の議員を指名したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、議長を除く11名の議員を選任することに決定しました。

◎予算審査特別委員会正副委員長の選任

○遠藤 満議長 次に、予算審査特別委員会の正副委員長の選任についてお諮りします。

本特別委員会の正副委員長の選任については、議会運営委員会で協議の結果、予算審査特別委員会委員長に水戸洋一議員、同じく副委員長に大内広行議員を指名したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会委員長に水戸洋一議員、同じく副委員長に大内広行議員を選任することに決定いたしました。

ここで予算審査特別委員会委員長に挨拶を求めます。

水戸洋一予算審査特別委員会委員長。

〔水戸洋一予算審査特別委員会委員長登壇〕

○水戸洋一予算審査特別委員会委員長 ただいま議長から令和6年度予算審査特別委員会の委員長に任命されました水戸と申します。よろしくお願ひいたします。

午前中の町長からの提案説明の中に、今回は第6次総合計画を軌道に乗せ、より積極的に町民のニーズや課題を捉えて、積極的に事業展開をするというような説明がありました。その中で、第6次総合計画は中盤を迎えようとしています。さらには、後期基本計画も見直す時期に来ているのか

令和6年3月定例会

なと思います。そんな中での6年度の予算編成になると思いますので、議員の皆様はじめ、執行部の方々の活発なご意見を頂戴したいと思います。大内副委員長と共に運営に努めてまいりますので、皆さんの格段なるご支援、ご協力をお願いして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○**遠藤 満議長** 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午後 2時05分 散 会

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和6年第2回新地町議会定例会

議事日程（第2号）

令和6年3月18日（月曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の追加指名

第2 一般質問

4番 寺島博文議員

1. 子育て支援について
2. 防犯カメラ設置について
3. 駒ヶ嶺駅駐車場について

6番 八巻秀行議員

1. 健康で元気な町づくりの創造について
2. 快適で活力ある町づくりについて

2番 村上勝則議員

1. 防犯灯増設と通学路防犯灯電気代の負担について
2. 町道の舗装・補修状況について
3. 夫婦世帯への給食サービスについて

1番 大内広行議員

1. 社会福祉の充実について
2. デジタル化（DX）の取り組みについて
3. まちづくりについて

出席議員（11名）

| | | | | | | | |
|-----|----|----|----|-----|----|----|----|
| 1番 | 大内 | 広行 | 議員 | 2番 | 村上 | 勝則 | 議員 |
| 4番 | 寺島 | 博文 | 議員 | 5番 | 吉田 | 博 | 議員 |
| 6番 | 八巻 | 秀行 | 議員 | 7番 | 三宅 | 信幸 | 議員 |
| 8番 | 寺島 | 浩文 | 議員 | 9番 | 菊地 | 正文 | 議員 |
| 10番 | 井上 | 和文 | 議員 | 11番 | 水戸 | 洋一 | 議員 |
| 12番 | 遠藤 | 満 | 議員 | | | | |

欠席議員（1名）

3番 牛坂毅志 議員

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | |
|------------------|-----|----|
| 町長 | 大堀 | 武 |
| 副町長 | 岡崎 | 利光 |
| 教育長 | 佐々木 | 孝司 |
| 総務課長兼 会計管理 | 齋藤 | 高史 |
| 企画振興課長 | 小野 | 和彦 |
| 税務課長 | 中津川 | 秀樹 |
| 町民課長 | 大堀 | 勝文 |
| 健康福祉課長 | 佐藤 | 茂文 |
| 農林水産課長兼 農務局局長 | 岡田 | 健一 |
| 建設課長 | 小野 | 好生 |
| 都市計画課長 | 加藤 | 伸二 |
| 教育総務課長 | 木幡 | 邦枝 |

職務のための議場出席者

| | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 佐藤 | 武志 |
| 書記 | 千葉 | 奈菜 |
| 書記 | 齋藤 | 愛斗 |

午前10時00分 開 議

◎開議の宣告

○遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名であります。

なお、3番、牛坂毅志議員より、けがによる入院中のため、今定例会への欠席届及び本日の一般質問取下げ書が提出されておりますので、ご報告します。

◎会議録署名議員の追加指名

○遠藤 満議長 日程第1、会議録署名議員の追加指名を行います。

会議録署名議員の3番、牛坂毅志議員が欠席のため、

7番 三宅 信幸 議員

を指名いたします。

◎一般質問

○遠藤 満議長 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4番、寺島博文議員。

〔4番 寺島博文議員登壇〕（拍手）

○4番寺島博文議員 おはようございます。受付順位1位、議席番号4番、寺島博文でございます。

初めに、今年元旦に発生しました能登半島地震でお亡くなりになられた方、被災された全ての皆様にお悔やみとお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げたいと思います。

それでは、さきに通告しております3件、4点について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。1件目は、子育て支援についてであります。子育て支援については、各市町村、自治体によってそれぞれあると思いますが、要約すると経済的負担の軽減と安心して子育てができる環境づくりに分けることができると思います。新地町も、経済的負担の軽減として、代表的なものは児童手当の支給、子ども医療費の助成などがあります。また、安心して子育てができる環境としては、児童クラブ、児童館事業、延長保育事業などがあります。国際情勢の変化による円安や物価高騰の影響により、あらゆる生活必需品の値上げが実施されております。そこで、子育て支援としての経済的負担軽減のため、小学校入学時に運動着支給（夏、冬）、中学校入学時に制服代金の補助を町独自の支援事業として新設できないかお伺いいたします。

2件目、防犯カメラ設置についての1件目は、公共施設に防犯カメラを設置すべきでないか何うであります。現在、駒ヶ嶺公民館並びに勤労青少年ホームには、防犯カメラが設置されていません。

両施設は、各種団体の会議や各種講座、スポーツなどのほか、児童クラブとしても利用されており、子どもからお年寄りまで、地域の方々が集う場所になっております。出入りを制限することは難しく、管理人も利用時間中、全て立ち会うことはできません。そこで、防犯カメラの特性を活用し、施設入り口から駐車場まで見守る必要があると考えます。地域の住民が多く集う施設であり、不審者の侵入防止や犯罪抑止により、安心、安全を得るため、防犯カメラを設置すべきでないか伺います。

2点目、主要な町道、県道に防犯カメラを設置すべきでないか伺うであります。地域の防犯対策については、自分たちの町は自分たちで守るという防犯意識を持って取り組むことが大切であると考えます。そこで活躍するのが防犯カメラであります。防犯カメラは、何かあったときに証拠を映像として残すことを目的としています。また、多くの情報を収集することもできます。安心、安全で住みやすい町を目指すためにも、町道駒ヶ嶺新地線、県道赤柴中島線などの主な道路に防犯カメラを設置すべきでないか伺います。

3件目、駒ヶ嶺駅駐車場について。駒ヶ嶺駅前一時無料駐車場は満車状態が常態化しており、利用したいときに使用できないので、駅利用者から改善要望がある月極契約駐車場の一角に一時利用客の駐車場を整備できないか伺うであります。駒ヶ嶺駅は、現在無人駅となっており、管理者がいないため、ほぼ無管理状態となっております。駒ヶ嶺駅前の駐車場には、障害者用が2区画、有料区画が8区画、一時無料駐車区画が10区画、合わせて20区画あります。しかし、駐車場は、通勤通学などに利用していると思われる車でほぼ満車の状態にあります。急にJRを利用したい場合、駐車場に空きがないため、駐車に苦慮している状況にあります。一方、月極駐車場は、町営住宅分で21台、一般契約分で39台、合計60台駐車できる区画があります。実際の契約件数は少なく、駐車スペースに余裕があります。そこで、対策として、月極契約駐車場の一角に一時利用客の駐車場を新たに確保整備できないか伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 4番、寺島博文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、子育て支援についての質問ですが、1点目、小学校及び中学校入学時に、子育て支援の一環として町独自の支援制度を新設できないか伺うについてですが、町では子育て支援については各課横断的に取り組んでおり、出生時から切れ目なく支援を行っております。一定要件はあるものの、町独自施策として出生時祝金や、義務教育前の子育て支援として在宅保育助成金事業、保育料軽減助成事業、副食費無償化事業などを行っております。また、小中学校の児童生徒においては、学校給食において米飯給食の助成を行っているところであり、その後の進学においても奨学資金貸付制度や奨学資金返還支援制度を行い、保護者や高校生、大学生等の負担軽減に努めているところ

です。

さて、ご質問の小中学校入学時の子育て支援制度の新設についてですが、町では、特に経済的に困窮する世帯については、新入学用品費の支給を行っております。さらに、令和6年度には、予算に計上いたしましたとおり、本年4月から、小学1年生から高校3年生までを対象とした自転車保険の保険料補助や自転車乗車用ヘルメットの購入助成を実施いたします。町は、ICT機器の整備など、教育施設的环境整備や児童生徒の学習環境を整えるために相当の経費を充てているところであり、まずは前述で申し上げたとおり、財政面でのバランスなどを含め、多角的な視野で子育て支援に取り組んでまいります。

次に、防犯カメラについての質問ですが、1点目、公共施設へ防犯カメラを設置すべきでないか伺う。駒ヶ嶺公民館、勤労青少年ホームに防犯カメラを設置すべきでないか伺うのですが、町の公共施設においては、各小中学校や各保育所に児童生徒の安全確保の目的で防犯カメラを設置しております。ご質問の駒ヶ嶺公民館と勤労青少年ホーム、ただしこの勤労青少年ホームは保育所の入り口に向けて防犯カメラを設置しておりますが、勤労青少年ホーム向けの防犯カメラの設置は行っておりません。防犯カメラは、犯罪の抑止や事件の解決に一定程度は有効であると考えますが、犯罪を未然に防止するためには映像を監視することが必要であり、不特定多数の方が利活用する施設や場所を撮影する場合には、個人のプライバシー保護の観点から、設置や運用についても十分に精査する必要があると考えております。町は、犯罪や事故のないまちづくりに向けて、行政、地域、事業者や学校関係者が連携し、防犯協会や青少年健全育成町民会議の協力を得ながら、関係機関が一体となって、ながら見守りや通学路の立ち番活動、定期的な各地域の夜間の見守り活動など、防犯対策や交通安全対策に取り組んでおります。また、警察等からの不審者情報等の提供を受けた場合には、速やかに学校や保育所から児童生徒等の保護者へ不審者情報等の一斉メール配信を行い、注意を喚起したり、子どもたちの送迎を依頼するなど、安全対策に努めております。こうした対策を講じながら、公共施設の防犯カメラの設置については今後も検討してまいります。

次に、主要な町道に防犯カメラを設置すべきでないか伺う。町道駒ヶ嶺新地線、県道赤柴中島線などの主要な町道に防犯カメラを設置すべきでないか伺うについてですが、町では防犯協会に加入されている関係団体や地域住民の方々と連携し、防犯対策に取り組んでおります。人の目による見守りを基本とし、交通指導員の各地での立哨や声かけ、防犯協会を中心に定期的な地域の見守りを行うほか、通学する子どもたちのため、ながら見守りを各事業所や全戸にチラシを配布するなどしてご協力の呼びかけを行っております。また、新地駐在所に対し、町内の巡回を適宜行っていただくよう依頼しているところでもあります。防犯カメラは、多数の映像をリアルタイムで撮影、記録できるため、防犯対策への活用や犯罪抑止効果等が期待できる一方で、町道等沿線に設置する場合、不特定多数の住民を撮影することになるため、被撮影者のプライバシー権等を侵害するおそれがあり、慎重な運用が必要とされていることに加え、導入コスト、運用コストが高額であるとされておま

す。先進自治体の運用状況について研究してまいりたいと考えております。

3点目に、駒ヶ嶺駅駐車場について質問ですが、1点目、駒ヶ嶺駅前一時駐車場は満車状態が常態化しており、利用したいときに使用できないため、駅利用者から改善要望がある月極契約駐車場の一角に一時利用客の駐車場を整備できないか何うについてお答えいたします。駒ヶ嶺駅駐車場は、東側の駅前の区画は全体で20区画あり、そのうち一時駐車場は障害者専用駐車場を含め12区画あり、残りの8区画は月極駐車場となります。また、駒ヶ嶺駅西側にあります月極駐車場は39区画あります。駒ヶ嶺駅前について定期的に巡回等を行っておりますが、常に満車状態であるとは認識しておりませんが、満車の状態のときも時折あることは認識しております。対策といたしましては、職員による巡回を強化し、3時間以上一時駐車場に駐車している車に貼り紙等による注意喚起及び警告を行うことで、一時利用区画の確保に努めてまいります。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 それでは、順次再質問させていただきたいと思っております。

まず初めに、子育て支援について。今の答弁を聞いていますと、いろいろ施策をやっているということで、あと財政面との絡みから、ちょっと今のところ考えていないというような回答だったと思います。新地町の人口、2月1日現在で7,600人になって、人口減少が進んでいます。全国的な問題でもありますけれども、各自治体で様々な子育て支援事業を行っております。確かにさっき言われたように、新地町も保育料軽減事業とか、副食費無償化事業とか、町独自の支援を行っているのは承知してはいますが、昨日ですか、新聞に載ってました。今回の急速に進んでいる少子化の主な原因は、子育て費用が非常にかかっているというようなことでもあります。だから、このところに町としても力を注いでいかなければ、ますます人口減少が進んでいくと私は考えます。今すぐできなくとも、今後の町の独自事業というのですか、そういったものを考えた場合に、私が言っている運動着の全面支給とか、あと制服代の一部補助というようなところ。例えばですけれども、小学生の運動着ですと大体1万6,000円ぐらいかかります、1人。今60人から70人なのですけれども、今回入学する方が60人と考えると、96万円ぐらいです。それから、制服、男子で5万6,000円ぐらい、女子だと6万8,000円ぐらいかかると聞いております。このうちやっぱり2万円ぐらい一人頭考えると、大体合わせて250万円ぐらいの規模の事業になると思います。今回確かに、先ほど言われたようにヘルメットの代金の一部助成とか、それから保険金とか、360万円というような予算、今回組まれておりますけれども、それよりも低い額で予算が組めるということで、こちらも検討していただいて、新たに小学校入学する方に運動着の支給と、それから制服代金の一部補助をしていただきたいと思うのですけれども、次年度、令和7年度、次の次か、子育て支援事業として、新地町独自の目玉事業に検討していただければと思います。

次に行きます。次に、防犯カメラについて。公共施設への防犯カメラ設置についてですけれども、

3 保育所、3 小学校、それから中学校には防犯カメラ設置されているのですね。児童クラブが利用する駒ヶ嶺公民館と勤労青少年ホームに防犯カメラを設置すべきだと思うのですけれども、なぜ防犯カメラ設置されていないのか、この辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。

○木幡邦枝教育総務課長 ただいまの議員の質問にお答えしたいと思います。

駒ヶ嶺公民館、それから勤労青少年ホームについては、地域の活動の拠点であり、各種公民館教室など、不特定多数の方が利用しているところでもあります。不特定多数の方が利用しているということもあり、防犯カメラで撮影する場合、個人のプライバシー保護の観点も考慮しなければいけないと考えておりますので、そういったことから、防犯カメラの設置はしていないというような状況でございます。

○遠藤 満議長 4 番、寺島博文議員。

○4 番寺島博文議員 今の回答ですと、不特定多数の方が出入りするということで、プライバシーの問題があるからつけていないような答弁だったと思うのですけれども、実際3 保育所とか小学校、中学校、ついていると思うのですが、そことの食い違いがあるかと思うのですけれども、その辺もう一度考えをお聞かせください。

○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。

○木幡邦枝教育総務課長 ただいまの議員のご質問ですが、各小中学校、それから各保育所の児童生徒の安全確保の目的で防犯カメラつけております。それで、今ご質問の駒ヶ嶺公民館、勤労青少年ホームにおいても、放課後児童クラブで毎日児童が利用しているということも認識しておりますので、今後、今は見守り、見回り活動を地域の方、または関係機関の皆様のご協力を得て防犯対策をしておりますが、今後引き続き防犯カメラの設置については検討させていただければと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 4 番、寺島博文議員。

○4 番寺島博文議員 今後検討してまいりたいというような前向きな回答をいただきましたので、この公共施設についての防犯カメラについては終わりにしたいと思います。

次に行きます。主要な町道、県道に防犯カメラを設置すべきでないかについてですけれども、いろいろな先進地の研究をしてまいりたいというようなことだったと。あと、地域と連携、見回り中心、防犯協会を中心、ながら見回りというようなことだったと思います。単刀直入に言いますと、最低限通学路については必要あるのではないかなと思うのですが、その辺いかがですか。

○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 ただいまの質問にお答えします。

基本は地域の方々の人の目を基本に防犯対策を行っていくということで、通学路等につきまして

も、その時々に通学している生徒の状況等によって変わりますので、それらを網羅するという事はなかなか困難かと思えますし、先ほど町長の答弁でもございましたけれども、先進自治体の導入する際にいろいろな準備すべきこととか、いろいろあると思えますので、そういったところの状況把握に努めてまいりたいと思えます。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 世の中物騒になってきておりまして、いろんな事件とか事故とか発生しております。そのとき防犯カメラは非常に役に立って、早期事件の解決とかにつながっているかと思えます。今後、新地町としてもその辺の研究して、検討していただければと思えます。

最後に、駒ヶ嶺駅前駐車場について。先ほどの回答では、見回りをして、警告の紙を貼り紙するようなことだったと思えます。あそこに注意書きの看板あるのですが、その一時利用時間についての明確な時間は入っていません。新地の西口の駐車場は3時間と書いてあるのですが、駒ヶ嶺駅の注意書き看板には何区画は障害者だとか、そういった格好での案内はあるのですが、一時利用駐車についての案内はありません。この辺改善する必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○遠藤 満議長 齋藤高史総務課長。

○齋藤高史総務課長兼会計管理者 今の件についてお答えいたします。

確かに看板で一時利用区画とは書いてあるのですが、時間までは記載していません。長期で止められている方の一時利用という認識のずれも若干あると思えますので、その辺の看板の表示等は周知ができるように実施してまいりたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 ぜひ目につくように看板の表示を早急に訂正というか、貼り替えていただきたいと思えます。

先ほど警告の紙、入れるということだったのですが、先ほど私も言いましたけれども、西側の月極駐車場に39台の駐車スペースがあるのですが、実際に使っているのが8台ぐらいしかないのです。あとの31台は空いているのです、実際に。だから、実際に急に出張とか、何か用事あって出かけるになったときに、先ほど空いているときもあるって言いましたけれども、私、町民の方からそう言われて、見回りとか見ているのですが、ほとんど埋まっています。やはりこれでは急に駐車したいときには使えないなという感じを受けました。西側の駐車場空いているので、その辺の有効活用というのですか、すぐにやるのは難しいと思えますけれども、その辺も今後の検討課題に入れていただければと思えます。

今回トイレ新設されるのですが、駐車場を利用する方、駅利用する方を排除しようとして

いるわけではないので、大いに利用していただきたいと思っています。ぜひもうちょっと駅利用者のその辺のモラルといいますか、その辺のご指導方やっていただいて、少しでも利用者が気持ちよく使えるような、そういう啓発活動と監視強化、その実施していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○遠藤 満議長 これにて4番、寺島博文議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

6番、八巻秀行議員。

〔6番 八巻秀行議員登壇〕（拍手）

○6番八巻秀行議員 受付順位2位、議席番号6番、八巻秀行です。よろしくお願い申し上げます。

初めに、令和6年能登半島地震によってお亡くなりになった皆様、被災された皆様に心からお悔やみ、お見舞いを申し上げ、一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

さて、東日本大震災から早いもので丸13年を迎えましたけれども、まだまだ復興は道半ばであります。例えば新地駅東のスマートアグリ6次化施設用地には、進出企業、植物工場を早期に誘致しなければなりません。また、津波復興拠点整備拡大区域への残る約1万平方メートルへのスーパーマーケットの張りつけ、あるいは被災した大戸浜等の防災防集元地の活用も全く進んでいない状況であり、課題は山積であります。一方、相馬港4号ふ頭のLNG基地ではLNGの取扱量も増え、昨年LNG受入れ累計量は500万トンを達成され、福島天然ガス発電所の1、2号機も全面運転によって首都圏へ供給され、さらに1月31日付の福島民報、新聞1面トップ記事、新地町駒ヶ嶺にアンモニア拠点基地の報道がありました。石油資源開発株式会社等の5社は、2030年にも輸入から貯蔵、供給まで一貫した基地を建設する見込みであります。アンモニアは、燃焼してもCO₂、二酸化炭素を出さない燃料として注目され、今後の需要が見込まれるということで、LNG基地の近くに用地も確保できるという願ってもないビッグニュースに力が湧きます。復旧復興のスピードを速めて、快適で住みよい、笑顔あふれる新しい新地町の創造を目指して一般質問を申し上げます。今回私は、件名1、健康で元気な町づくりの創造について、件名2、快適で活力ある町づくりについてを伺います。

件名1、健康で元気な町づくりの創造について伺います。昨年4月に始まった高齢者世帯等見守り活動支援事業は、町内に住所を有するおおむね75歳以上のみの世帯、あるいは災害時の避難に当たって特に支援が必要な方に対して、行政区の役員が週1回自宅を訪問して安否確認などの見守り活動を行うものです。また、日頃から地域の皆さんが高齢者世帯等の方々の安否確認、状況を把握することで、災害時に地域の助け合いにより、高齢者世帯等の方々が迅速、円滑に避難できる体制づくりにつなげていくというものであります。そこで、8か月が経過した今、町内全体ではどのような状況になっているのか、全体像を伺います。町は、個人を心配しても、対象者の高齢者は町の思うように理解していないようであります。町があまり真剣に考えずに見守ってほしいと言ってお

りますけれども、見守り対象者の方々は決してそうは思っていないようであります。できれば地域に厄介にならずに、地区役員にはお世話にならずに、もっと近くの隣組の方々のお世話になって生活したいと思っっているようであります。そして、民生児童委員、あるいは自主防災組織、消防団等も同様の活動をしておりますし、地区によって進め方が様々なようでありますので、もっとしっかりとした統一した指導が欲しいと思っっています。町全体の活動の現状と、今後どう定着させるか伺います。

件名2、快適で活力ある町づくりについて伺います。1つは、人口増加策の推進から、移住、定住分譲地の確保を図るべきではないか伺います。令和5年3月にも質問いたしましたけれども、あのときは1区画が残っていた段階から、完全に売り切る手段として質問いたしました。今回は、全て分譲が完了しましたので、別の観点から質問をいたします。人口減の折、増加策を図る観点から、ふくしま移住支援金給付事業、あるいは「来てしんち」の補助金などの優位性を発揮できる用地がなくなっております。新たな移住、定住分譲地の確保を図るべきではないか伺います。それとも、団地を造成しなくても、地域を特定せずに、各個人、各世帯の経済活動によって発展的に期待できるということでしょうか、伺います。

2つ目は、新地南工業団地に新たな工業団地の造成について伺います。令和4年9月にも同様の質問を申し上げました。株式会社ソーカの操業開始があつて、このときの回答は、駒ヶ嶺工業用地、新地駅周辺事業用地、大戸浜防集元地を優先に進め、今後も企業の進出情報を収集しながら、必要があれば新たな工業団地の検討をしたいということでありました。新年度、令和6年の新地町工業団地特別会計は廃止ということで、環境、背景が大きく変わっていますので質問いたします。新地インターチェンジ背後に広がる山林、畑等の民有地や赤柴果樹団地が地続きですぐ近くにありますので、それらを活用して、今の時期に当町でも活用できる福島イノベーション・コースト構想のような様々な復興推進制度によって推進すれば、もっと明るい町の姿が見えるのではないかと思います。伺います。

3つ目は、水田農業の衰退懸念について伺います。当町の基幹産業である農業を取り巻く環境は、就業人口の減少や従事者の高齢化など、ますます厳しさを増しております。中でも稲作の継続は、衰退の一途をたどっています。令和4年度の一般会計決算で、多面的機能、参加の組織は11組織がありましたけれども、今年度、令和6年度は1組織がなくなるということで、担い手、組織の状況を心配するものです。さらに、私の地域の米作状況は、ある個人経営の組織担い手の健康不安等によって維持できなくなり、撤退するということがあります。かろうじて他の担い手組織に作ってもらうことになりましたけれども、今後の水引の状況など、課題はいっぱいあります。町は、このように多面的機能維持活動事業で水田農業の維持を図ってまいりましたけれども、水田農業の衰退を懸念いたします。しっかりと担い手組織の確保を図って、基幹産業である水田農業の存続を望むものです。こうした稲作の現状、確保をどう図っていくか、お伺いいたします。

そして、このような状況を考えるとき、町内では20くらいの生産組織がありますけれども、このうちの法人化をしている組織は4組織しかなく、残りは個人経営となっていることから、担い手組織の法人化を進めることが急務であり、大変大事と思っております。以上申し上げましたが、よろしくご回答ください。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 6番、八巻秀行議員の質問にお答えをいたします。

初めに、健康で元気な町づくりの創造についての1点目、高齢者世帯等見守り活動の現状と、これからどう定着させるかについてですが、令和5年8月より各自主防災組織と行政区で活動を開始しております。現在の集計では、全ての自主防災組織及び行政区で活動しており、内容といたしましては、29地区中22地区、見守り実施世帯は168世帯となっております。2月5日号の広報配布時にもチラシを全戸配布しましたが、この見守り活動は、気軽に挨拶を交わすことで地域のコミュニティーを形成し、災害時には地域においての共助の手助けになればと考えておりますので、全ての地域で活動が実施されるよう、今後は各地区よりご意見をいただき、それを各地区の代表者と情報を共有して、町全体で長く続けていける活動にしていきたいと考えております。

2点目、快適で活力ある町づくりについての1点目、人口増加策の推進から、移住、定住分譲地の確保を図るべきでないかについてですが、昨年9月の定例会においての一般質問でもお答えしております。移住、定住分譲地の確保については、新たな分譲地の整備ということであると考えておりますが、福田地区における若者定住促進住宅や分譲地の整備の経緯としては、本地区において出生率が低下していたことから、政策的に実施した事業であり、整備した分譲住宅については本年度において完売となりました。町といたしましては、分譲住宅地の整備は民間において実施すべき事業として捉えておりますので、民間投資による整備が望ましいと考えております。町が民間の整備に関して支援できることは、都市計画による規制と誘導であると考えております。具体的な手段としては、用途地域の指定があります。用途地域は、用途別に建物の種類や大きさなどを制限することになりますが、反面、指定された地域はその指定に沿った建物を容易に建築できるメリットがあり、併せて景観や市街化形成に有効であります。現在の当町における用途地域は、主に新地地区中心部という状況でありますことから、町内のほぼ全域に当たる無指定地域にあっては、個人が戸建て住宅を各種の法の下で建てやすいところに建てるという現状でありますので、関係部署と協議しながら用途地域の指定やその他都市施設の都市計画を定めるなど、新たな計画を行い、民間資本を投入しやすい条件が整うことにより、新たな住宅地が生まれ、まちづくりにつながっていくものと考えております。

2点目、新地南工業団地に新たな工業団地の造成についてお答えいたします。新地南工業団地は、新地インターチェンジ周辺土地活用事業として工業団地を造成し、企業誘致活動を進め、平成26年

に株式会社リード、令和元年に株式会社杉孝、令和4年に株式会社ソーカが操業を開始いたしました。株式会社ソーカの操業により、新地南工業団地全ての区画に企業が立地し、操業が開始されたこととなります。現在、当町では、工業用地として駒ヶ嶺工業用地のほか、新地駅周辺事業用地への生鮮食料品販売事業者や農業生産施設事業者の誘致に取り組んでおり、当面はそれらの企業誘致に最優先で取り組みたいと考えておりますので、現時点では新たな工業団地を造成することは考えておりませんが、今後も企業の進出情報収集に努めながら、必要により新たな工業団地の検討をしてまいりたいと考えております。

3点目、水田農業の衰退懸念について。①、稲作の現状確保をどう図っていくのか、②、担い手の法人化拡大をですが、稲作につきましては令和5年度の水稲作付面積が662.7ヘクタールとなっており、内訳としては主食用米が390.9ヘクタール、飼料用米が190.8ヘクタール、備蓄米が81.0ヘクタールとなっております。新地町地域農業再生協議会では、令和5年度の実績を踏まえ、令和6年産主食用米生産数量、面積であります。この面積目安を413ヘクタールとして、令和5年産と同水準の主食用米の面積を確保しております。水稲作付農家につきましては、191経営体となっており、内訳としては5ヘクタール未満の水稲作付農家が171経営体、5ヘクタール以上の水稲作付農家数が20経営体となっております。水稲作付面積につきましては、ここ数年横ばいで推移しております。水稲作付農家数につきましては、この数年5ヘクタール以上の農家数が横ばいで推移しているのに対して、5ヘクタール未満の農家数が毎年減少している状況となっております。

町では、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正により、地域計画の策定に取り組んでおります。地域計画では、おおむね10年後を見据え、担い手を中心とした幅広い関係者との話し合いにより、地域農業の在り方や地域の将来の農地利用の姿を明確化していきたいと考えております。本年度は、農家の皆様の農業経営に関する今後の意向等を確認するアンケート調査を実施しております。併せて将来の農業の在り方や地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るために、誰がどの農地を利用していくかを1筆ごとに定めた目標地図の作成に取り組んでおります。農地利用意向等を確認しながら中心経営体となる担い手との話し合いを進めていくことで、農業者の減少、高齢化による耕作放棄地等の増加、農地を貸したいが受け手が分からないなどの課題解決につなげていきたいと考えております。

担い手の法人化拡大につきましては、稲作農家の法人の設立、集落営農の推進や主食用米をはじめとして、水田を活用した大豆や麦、飼料用米などの生産拡大を引き続き推進してまいります。また、農地集積や生産コスト低減による効率的な農業経営の確立に向け、引き続き農業法人の設立や集落営農、農地中間管理事業を活用した農地の集積などを推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○遠藤 満議長 ここで暫時休憩をいたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○遠藤 満議長 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 それでは、再質問させていただきます。

最初に、見守り事業でありますけれども、全地区29地区に168世帯が該当しているということで、今後長く続けられるような組織にしていきたいというお話であります。この事業は本当に対象者の理解が大事と思っております。あまり真剣に考えずに見守ってほしいと言っておりますけれども、高齢者のことを考えれば、地区の誰かが見守っていればいいのではないかと思います。そういう理解でよいか、お伺いをいたします。

○遠藤 満議長 佐藤茂文健康福祉課長。

○佐藤茂文健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えします。

八巻議員のおっしゃるとおり、町では特に誰が見守りしなければいけないとか、そういったものは、統一したことではお話ししておりませんので、各地区に対応したやり方で進めていただければと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 各地区の考え方で進めてほしいということでもありますけれども、当地区では2世帯3名が該当しておりますけれども、地区の役員が1人ずつ交代で見守っているようです。その上に、隣組の方々あたりも見守っているようでもありますので、何重にも見守り活動がしっかりしているということでもありますけれども、町としてももう少し活動を定着させる、しっかりとした統一的なものが指導が欲しいと思っております。どう考えますか、お伺いいたします。

○遠藤 満議長 佐藤茂文健康福祉課長。

○佐藤茂文健康福祉課長 ただいまのご質問につきましては、先ほどの答弁でもお答えしましたように、町としての統一した誰が実施するとかというお話はするつもりはございませんで、先ほども言ったとおり、各地区ができる範囲で、あまり負担になってしまいますと、こちら長く続かないと考えておりますので、隣の方が実施しても構いませんし、地区の方が回ってもいいと考えておりますので、町からは統一した考え方としては発信することはございません。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 将来的に長く続けられるような組織にしていくということでもありますので、次に移りたいと思っております。

移住定住の分譲地の件でありますけれども、回答は民間の活動に期待したいというようなことだったと思います。分譲住宅がなくても、個人の活動に、民間の活動に期待をするということでもありますけれども、その場合、これまでどのくらいの件数といいますか、事例があったのか、その辺お伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいまのご質問ですが、どのくらいの事例というのは民間ディベロッパーの開発行為ということでよろしいのでしょうか。件数的には把握しておりませんが、町内の各地区にそういったような団地は造成されていると認識しております。ここ最近でいいますと、駒ヶ嶺地区の東善寺下辺り、そういったところがあるかなと認識しております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 これまでもそういった団地が幾つもあるわけですが、東善寺下辺りには何戸くらいあるのですか。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 団地的には1団地でございますが、分譲戸数はちょっと正確に把握しておりませんが、10戸弱はあったかと思っております。

以上でございます。

○遠藤 満議長 6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 ただいまそういう民間の造成に期待をするというようなことで、造成をしなくてもいいのかなと理解いたしますけれども、その辺をやっぱり町民といいますか、町民にももう少し理解を得るように周知を図っていただきたいと思いますが、どうですか。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいまのご質問ですが、すみません、質問の主旨がちょっと分かりませんので、もう一度よろしく申し上げます。

○遠藤 満議長 6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 そういう民間企業のディベロッパーに対して期待をするというようなことでもありますけれども、やはり町民の理解も必要なのだと思います。ディベロッパー自体は資金というか金もうけのために走るわけですが、町民に対してもそういった理解が必要でないかなと思います。そういう意味で、人口増加策につながる取組を図ってほしいと思っています。伺います。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 すみません、ただいまのご質問ですが、町民の理解というのはどういったことを指していらっしゃるのか、ちょっとその辺分かりかねるのですが……

○遠藤 満議長 ちょっと休議します。

午前11時19分 休憩

午前11時19分 再開

○遠藤 満議長 再開します。

副町長。

○岡崎利光副町長 ただいまの八巻議員の質問にお答えいたします。

まず、議員心配なされておりますとおり、人口増加です。そういった部分に関しましては、県、国などの補助金、「来てしんち」であるとか、そういった部分においてPRを含めた中で利用させていただきたいと思っておりますし、また町単独といたしましても、町内全域を対象とした土地購入であるとか、そういった部分に関しても、100万円ほどでありますけれども、事業を行っているということであります。それが多分議員おっしゃられている部分、町民の皆様、さらには町外の皆様にもPR不足なのかなと思っておりますので、そういった部分に関しましてはいろいろな機会を通した中でPRをして、人口増策に頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 副町長からありましたけれども、人口増加策につながる取組ということで、町民にその辺を発信をしていただきたいと思えます。

続きまして、新地南工業団地の拡大について何うわけですが、南工業団地については今後も進出を図る企業があれば検討していきたいというようなことだったと思えます。今、福島県のイノベーション・コースト構想がありまして、ロボットとかドローンとかエネルギーなど、様々な復興促進制度があるわけでありまして、そういう制度を利用して進出する企業があるわけです。工業団地造成も必要と思えますが、再度伺いたいと思えます。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

福島イノベーション・コースト構想とか福島県内でその動きがあります。そういった動きを取り巻く状況、それから企業進出に関わる情報収集、こういった部分を行っていきながら、引き続き必要によって、工業団地の検討をしていければと考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 ぜひその辺の企業の張りつけと申しますか、そういう進出を促進させていただきたいと思えます。

そして、前にも申し上げましたけれども、今回アンモニアの拠点事業、あるいはLNG関連企業

の進出が考えられると思います。先ほども駒ヶ嶺工業用地とか、あとは新地駅周辺の事業用地に張りつけを最優先でやるということでありましてけれども、やっぱりこういう、今私が申し上げたLNGであるとかアンモニアという、なかなか今言ったところには適さない企業なのかなと思いますけれども、もっと工業団地としてふさわしい場所に造るべきではないかなと思っております。新地駅周辺のことを回答いただきましたけれども、アンモニア、それからLNG関係の企業というの、張りつけを考えたときに、やはりもっと適したところがあるのではないかなというように考えてみますが、どうでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

アンモニア基地の動き、それからLNG関係ということでございますけれども、議員おっしゃるようにアンモニア基地、民間事業者5社、相馬港に2030年に供給拠点を設けるということで検討始まっております。LNG基地ももう既にできて運行はしておりますけれども、アンモニア基地、これからのことでございます。どういったことになるか、そういった情報をよく集めて、その状況によって、誘致企業があれば、どの場所が適しているかとか、そういった部分をよく考えて、慎重に対応していきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 できるだけそういった企業の張りつけにふさわしい場所の確保をお願いしたいと思いますし、アンモニアというのは窒素と水素です。NH₃ということで、常温常圧では気体で、マイナス33度で液化するわけでありましてけれども、肥料の原料、それから合成繊維のナイロンであるとか、あとは合成ゴム、そういった関連企業があるわけでありまして。そういうものを張りつけるような用地も必要なのではないかとということで、今後検討いただきたいと思っております。ご期待いたします。

次に移ります。担い手組織の育成でありますけれども、11の組織があつて、今回1組織がなくなる、これ大変なことなのです。田んぼの作付がなければ、荒れ野原になるだけだと思います。担い手組織の増強、拡大を図るべきときに、状況はまるで反対の方向ではないかと心配するものです。どう考えますか、お伺いいたします。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 ただいまの質問にお答えいたします。

まずは今の現状、今の地域計画の策定の中で、現状を確認していきたいと思っております。その上で、今回実施したアンケート調査の結果も踏まえまして、まず中心経営体となる担い手の皆さんの意向を確認しながら、少しでも農地の集積、集約化することで、分散しているほ場などの解消、あと作付の連担化などによりまして、そういった生産コストの削減などを行うことによって、経営

の安定を図っていきたいと思っています。その中心経営体の方の経営が安定することで後継者対策にもつながっていくと思っておりますし、さらにはその事業の継続にもつながると考えておりますので、そういった支援も継続して続けていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 ぜひそういった地域計画を基に、振興、発展を期待したいと思います。

もう一つ、私の地区の米作の状況でありますけれども、一個人経営の組織の健康不安等によって維持ができなくなっているわけです。辛うじて別な組織が引き継ぐわけでありますけれども、今後の水引の状況などを考えますと、先ほども言いましたけれども、パイプラインなんかは入っておりませんし、立田川から2本の堰がありまして、用水を上げているわけであります。そういったときに、よそから来た組織はそういったところがなかなか理解できないといいますか、分からない状況です。地域にお任せしたいというようなことを言われているのですが、地域としてもなかなかそこまでは考えられないというような状況であります。こういった状況を町は理解しているかどうか。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 ただいまの質問にお答えいたします。

今回、耕作がなかなかできなくなった部分で、お願いしている方からの相談を受けまして、その業者、事業者案内したのも農業委員会、あと町農林水産課となっております。その中で、今回議員からありましたように水引の関係であります。委託された法人では当初水引も管理するという計画であったのですが、地区から水引の部分は今回協力いただけるという形で、耕作可能な面積も増やしているという状況になっていることを確認しております。まずはそういった形で、お互いができる部分を協力し合いながら耕作していく中で、できる部分を補助していくという形でやっていただいて、何かあれば農林水産課などにもご相談またいただきながら、できる形を進めていくということでまずは取り組んでいければと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 もう一つ、多面的機能の活動の状況でありますけれども、先ほどの回答では191の経営体があるというようなことあります。5ヘクタール以下が、20くらいの生産組織があるのかな。こういう中で、法人化をしている組織というのは4つくらいしかないと思います。残りは個人経営でありますから、そういったところの法人化をもっと進めるべきだと思います。大変忙しい仕事になると思いますが、その辺についてお伺いをいたします。

○遠藤 満議長 岡田健一農林水産課長。

○岡田健一農林水産課長兼農業委員会事務局長 ただいまの質問にお答えいたします。

法人化の支援につきましては、まずは法人にしたいという事業者、個人の方に対しまして様々な

支援をしております。県と連携した形で、町のほうで法人化するメリットなども説明しながら支援に当たっているところでございます。今現在、法人、農地適格化法人は9者あるのですけれども、そのうち4者は稲作中心の経営体ということでありまして、また個人の事業者からも今年度法人化したいという形で実際に相談も受けておりますので、そういった取組の中で、やはり法人化することによっていろいろな各制度の融資限度額が上がりましたり、補助金が受けられやすくなるといった様々なメリットがありますので、そういったところも説明しながら、今後も引き続き支援していきたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 法人化することでいろいろなメリットがあるというようなことでありますので、基幹産業の農業を維持していくためにも、しっかりと対応していただきたいと思っております。

最後に、来年度は第2期の復興・創生期間4年目の年であります。令和12年を見据えた第6次総合計画の前期計画4年目の年であって、後期計画の策定年度にもなっております。また、交付団体初年度ということで、将来を見据えた積極的なまちづくりを期待いたしまして、質問を終わります。

○遠藤 満議長 八巻議員、質問に関係ないのはここで発言しないでください。ここ一般質問を今やっている段階だから、総合計画とか、それ関係ないから。質問は、この通告順だけで終わりということでございます。どこに出ているのですか、質問。

休議します。

午前11時35分 休憩

午前11時36分 再開

○遠藤 満議長 再開します。

6番、八巻秀行議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

2番、村上勝則議員。

〔2番 村上勝則議員登壇〕(拍手)

○2番村上勝則議員 2番、村上勝則でございます。まず、能登地域で起きた地震により亡くなられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々の一日も早い復興をお祈りいたしております。

さて、私の質問ですけれども、まず第1点、防犯灯増設と通学路防犯灯電気代の負担についてということでお尋ねいたします。まず、町民にお伺いすると、言えることは、町全体を見ると夜間暗いということをお伺いいたします。防犯灯の数が少なく、増設する必要があると思っておりますけれども、これは共通の町民の意見ではないかと考えております。防犯灯の設置に関しては、円柱あるいはポ

ールを新設してつける場合、電柱につける場合、あるいは電話柱につける場合、それぞれ器具がつかえますけれども、これは町が設置をしております。しかし、基本的に電気代は、設置地区の自治会の負担となっております。一気に電気代を全防犯灯負担、町がするという事は難しい。それは、誰もが理解できることだと思えます。しかし、まず第一弾として、中学生が通う通学路だけでも設置数を増やし、電気代を町が負担すべきと思えます。防犯灯の設置に関しては、各地区からの要望を受け、防犯協会で審議し、決定されれば設置されることとなりますが、近年はそれほど多くないように思えます。なぜ少ないのか。それには、いわゆる自治会の財政事情があるのではないかと考えます。

ちなみに、自治会の財政事情について簡単にお話しいたします。各自治会とも会費は年間5,000円から8,000円程度と認識しております。これを前期、後期に分けて徴収するわけですが、高齢化によって、これ以上会費を上げることはできないというのが各自治会三役の考えではないかと認識します。さらに、この中から町に納める負担金、まず防犯協会をはじめ、青少年健全育成、社会福祉協議会、日赤会員費などを含めると、年間3,250円になります。この会費の中から納めるわけですが、以前は各班長ごとに集金をお願いいたしまして集めておりました。しかし、今社会情勢が変わりまして、3回行っても5回行っても集金できないという場合が出てまいりました。そこで自治会は、自治会費の中から納めるという方法に変わりました。今ではほとんどが会費から納めているというのが現実であります。

そこで、防犯灯の金額に関して、少ない金額ではないかとおっしゃるかもしれませんが、これらの財政事情を考えますと、非常に負担は大きいものと思えます。そこで、やはり通学路に関する電気代だけでも町が負担し、安全に通学できるよう、町が考えていくべきことではないかと思えます。同じ防犯灯でも、防犯灯と街路灯という2種類がありますけれども、街路灯は防犯灯を兼ねるという形で、中心部、福田、新地、駒ヶ嶺、ともに町の中心部には街路灯が設置されております。この電気代に関しては、商工会、それと各自治会の折半となっております。LEDになってから、非常に経費は軽減されたと聞いておりますけれども、それでも高負担となっていることは間違いありません。同じ町内でも、新地駅前と駒ヶ嶺駅前では、夜間の照明の量、明るさは雲泥の違いがございます。この辺を考慮して、少なくとも当面、通学路に関する防犯灯電気代の役場負担というものをお願いしたいと思います。

次に、第2点、町道の舗装、補修状況についてであります。現在の町道舗装率はいかほどなのか。どのような計画で未舗装解消を図っていくのか。以前、町長は、第2期目で計画的に砂利道の解消を図っていくということをおっしゃっておりました。その進捗の状況はどうなのかについてお伺いいたします。

また、既舗装道路でも、令和3年、4年、2回にわたる福島県沖地震により、補修を進めておりますけれども追いつかない状況かと考えます。また、経年劣化により、補修、いわゆるオーバーレ

イ工事が必要な箇所も見受けられます。その対応について、どのように進めているのかについてお伺いいたします。

さらに、地震被害と思われませんが、歩道部分で陥没等により段差が生じている部分があり、これをどのような調査の方法で進めて改修しているのか、この点についてお伺いいたします。

3点目、前回12月定例会で、夫婦世帯への給食サービスに関して質問いたしました。12月議会の議会だよりを見たという方から連絡があり、非常によい質問をしていただいたと、老夫婦とも要支援、要介護等の認定を受けているので、1人であれば問題なく、夫婦でサービスを受けられないのはおかしいという話を伺いました。早く対応をお願いしたいのですが、その後の計画はどうなっているのかお尋ねいたします。

私から、以上3点についてお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 2番、村上勝則議員の質問にお答えをいたします。

初めに、防犯灯増設と通学路防犯灯電気代の負担についての質問ですが、1点目、防犯灯が少なく、増設が必要と思われる。しかし、電気代は、自治会が負担するため、必要と思っても自治会の財源が厳しい事情等で設置をためらっているケースが見受けられる。特に中学校の通学路に関しては電気代を町が負担すべきと考えるが、町の考えはについてですが、防犯灯は防犯を目的とした安全対策として、夜間、地域の多くの人々が利用する生活道路において、地区からの設置要望を取りまとめ、町防犯協会役員会において審議の上、優先順位の高いものから設置することとなります。現在町では、新設はもちろんのこと、故障修繕においてもLED照明器具の設置を行っております。LED照明器具の設置費用は、蛍光灯を4回交換する費用とおおむね同じで、安価ではありませんが、器具の寿命が約9年と長期利用が可能となり、維持管理が軽減されるだけでなく、地域に負担いただいている電気料が蛍光灯に比べ約半分以下に抑えられます。通学路については、在籍している生徒の状況によって変わります。町としましては、今後も地域からの要望を確認しながら、LED照明器具の防犯灯設置及び交換修繕を行い、電気料の負担については、要望した地区に負担いただき、地域との協働の下に、地域の安心、安全のための防犯対策に努めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、町道の舗装、補修状況についての1点目、現在の町道舗装率は何パーセントで、どのような計画で未舗装改修を図っていくのか考えを伺うについてですが、当町の町道は291路線で、実延長が19万1,028メートルあります。内訳は、1級町道が10路線で2万6,443メートル、2級町道が11路線で2万168メートル、その他の町道が270路線で14万4,417メートルとなっております。令和4年度末時点での舗装率は、全体では79.1パーセントで、内訳は1級町道が99.7パーセント、2級町道が82.3パーセント、その他の町道が74.9パーセントとなっており、約20パーセントに当たる40キロ

メートルが未舗装の町道ということになります。この40キロメートルの中には、常磐道で分断され、ほぼ利用のない状態の町道や、参道や農道的な利用形態の道路も含まれておりますので、利用状況を確認しながら対応してまいりたいと考えております。

また、町としましては、この未舗装区間全てを舗装化するという考えは持っておりません。砂利道を舗装化する場合、拡幅改良が伴うものと、現道のまま舗装を行うものとに分けられますが、本年度はそれぞれ1路線ずつ実施しております。町では、町道の舗装についての計画は特に定めておりませんが、交通量が比較的多い生活道路や急勾配箇所など、頻繁に修繕が必要な箇所などに主眼を置き整備しております。今後もこの考えに基づき取り組んでまいります。

次に、2点目、既舗装道路でも、令和3年、令和4年の福島県沖地震により補修を進めているが、追いつかない状況にあると思う。また、経年劣化によりオーバーレイ工事が必要な箇所も見受けられるが、その対応についてですが、令和3年及び4年に発生した福島県沖地震による道路災害については、これまで緊急度を見ながら、順次復旧工事を行ってまいりました。しかし、まだ未復旧箇所もありますので、順次工事を行ってまいります。経年劣化により補修が必要な箇所については、ひびが大きくなり、舗装版が分離するなど、通行に支障が出るような場合に補修を行っております。

3点目、地震被害と思われるが、歩道部で陥没などにより段差が生じている部分があり、調査を進めるべきと思うが、考えを伺うについてですが、令和3年、4年に発生した福島県沖地震による道路災害については、先ほど答弁しましたように、これまで緊急度を見ながら復旧工事を行ってまいりました。また、調査については、令和5年12月定例会でも答弁させていただきましたとおり、町では令和5年の5月から6月にかけて、改めて町道の舗装や側溝など、再度の状況を確認を行い、路面の段差や沈下、水路のずれ等を確認しながら工事を行っているところであります。歩道の段差等についても、さきの調査で5箇所の被災箇所を確認し、これまで2箇所、復旧工事を実施しました。今後も必要に応じて調査を行いながら、引き続き復旧工事に取り組んでまいります。

次に、夫婦世帯への給食サービスについての質問ですが、12月定例会で夫婦世帯への給食配食サービスを質問したが、アンケート等後に検討するとの回答だった。議会だよりを見たという方から連絡があり、某老夫婦1世帯だが、期待しているとのことで、早めの対応をお願いしたいが、その後の計画はについてお答えいたします。ひとり暮らし高齢者給食サービス事業は、新地町社会福祉協議会が町から補助金を受けて実施しており、食生活の改善による健康増進と、定期的かつ継続的な見守りを目的としています。対象者は、70歳以上の高齢者一人暮らしで高齢者福祉票が提出されている方、かつ要介護認定者または要支援認定者である方で、配食は月に3回、水曜日に実施しており、利用者負担として1回100円となっております。このサービスを申し込んでいる方は、約80名となっております。アンケートでは、高齢者の要望と食事の供給する事業者の供給量、配達方法や個人負担額等を調査したいと考えておりますので、新地町社会福祉協議会と内容等を協議し、令和6年度に実施してまいります。

以上です。

○遠藤 満議長 ここで、昼食のため休憩をいたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時30分 再開

○遠藤 満議長 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

2番、村上勝則議員。

○2番村上勝則議員 先ほど防犯灯に関して、電気代は従来どおり、各自治会に負担いただくということに変わりはないと理解いたしましたが、町が負担している防犯灯というのがありますよね。その中で、電気代ももちろん町が負担しているという数はどのくらいあるのか。そして、その基準というものがあるのかどうかについてお伺いいたします。

○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 ただいまの質問にお答えいたします。

町が実際に負担している分についての防犯灯の数ということでしたが、すみません、正確な数字、今手元に控えていないので、そこについてはお答えできないのですが、地域と地域の境目であったりとか、どちらにも割り振りができないような場所といった場合について、町で負担している分の防犯灯がございます。ただ、基本については、先ほど来町長答弁にもございましたけれども、地域からの要望で設置した分の電気料の負担ということでお願いしているところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。

○2番村上勝則議員 かつて中学生が側溝に落ちてけがをしたというケースがありまして、グレーチングを設置していただいたということがありました。これも暗い夕方でした。それと、先ほど町長からLEDで進めるという話がありましたけれども、LED、確かに真下は明るいのですがけれども広がりがないと。逆に蛍光灯の場合には、広がりはあるけれども明るさが足りないという、それぞれのメリット、デメリットがあると思います。ただ、時代を考えると、LEDが今後大きく改良される可能性が強いと思うので、LEDに替えることは私としても良策だと考えます。ただ、現状の蛍光灯の部分、これについてはどのように替えていくのか。LEDに、切れた時点で替えるのか、あるいは年月を計算して替えていくのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 ただいまの質問についてお答えいたします。

LEDにつきましては、新設はもちろんLEDでございますけれども、以前ですと球切れではなく、本当に照明器具が壊れた場合についてLED化という形で行ってございましたが、現在は、球切

れにつきましても都度LEDに交換を行っております。LED化率につきましましては約34パーセントでございますけれども、今後これが進んでいくことで、地域の電気料の負担についても抑えられていくものと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。

○2番村上勝則議員 電気代のことなのですけれども、確かにLEDになって非常に安くなったという声は聞きます。ただ、先ほど申し上げたとおり、各自治会の財政というのは非常に逼迫しております。私の聞いた範囲では、道路河川愛護で、これ草刈りやっておりますけれども、本音としてはやめたいと思っている、高齢化等によって。そのほかにも、私が聞いたところでは、40代、50代の方も、いわゆる出不足を払ってもやりたくないというのがかなりあります。その辺を考えると、現状として各自治会の財政状態は。一部の地区は裕福な自治会あります。例えば11行政区の今泉、あるいは藤崎、今神、渋民、深町ですか、14行政区、これらは発電所からの協力金という形で収入がありますので。これ以外の地区は、ほとんどが厳しい状況下にあるということをご理解いただければと思います。

次に、防犯灯の件ですけれども、非常に木が繁茂して、明るさが遮られている部分があると。これの解消について進めていかないと、結局設置してもあまり役に立たないのではないかと思いますけれども、効率的な、いわゆる明るさ確保の利用に努めているとは思いますが、現状としてどのように対応しているのか、その点についてお伺いいたします。

○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 防犯灯の設置した周囲の木の枝等により明るさを遮るとか、そういったことに関する対策ということにつきまして、特段防犯協会を通じて対策をしているということはありませんが、通常、道路関係とか、あとは地域でのそれぞれ道路愛護とか、そういったような時期に、地域で支障木とかそういったものについて伐採しているものと思っておりました。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。

○2番村上勝則議員 今の答弁、ちょっと錯誤的な部分があるのかなということで、いわゆる防犯灯が設置されている高さに、人の手でのごぎり持って切るということは不可能なのです。ですから、そういう意味では、やっぱりある程度クレーンのようなものを使って、それで周りを切っていくということが必要かと思えます。ただ、やっぱり所有権の問題等いろいろあると思えますので、その後については今後検討していただければと思います。お願いでございます。

次に、道路関係についてご質問いたします。先ほど道路の整備状況、舗装状況についてお伺いして、79.8パーセントという、1級に関してはかなり高い。2級では82.3パーセントですか。だんだん落ちていくということになっておりますけれども、これ町民の中で、以前町長が公約出したとき

に、これで町内の町道が全部舗装されるのだと誤解されている方もかなりいるのも事実であります。そういう意味では、我々が優先順位があるのだよということで説明していく必要があると思いますけれども、6年度、拡幅、現道、それぞれ1路線という形で聞きましたけれども、これはどこどこか発表していいものなのかどうか、その辺お伺いいたします。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今6年度というご発言があったと思いますが、先ほどの答弁ですと今年度、5年度の状況でございます。その路線については、1路線は駒ヶ嶺の相良というところが改良の伴う舗装です。もう1路線、現道舗装の部分については、大戸の吾安谷地のところ、そこを現道舗装しております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。

○2番村上勝則議員 分かりました。それと、歩道の部分なのですが、調査で5箇所の改修すべきところがあると理解したのですが、この5箇所についてはどこどこか、分かれば教えていただきたいのですが。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 ただいまのご質問にお答えします。

5箇所につきましては、まず1箇所、富倉赤柴線と駒ヶ嶺新地線の交差点、信号がございます。ローソンから西に行ったところの交差点の北がまず1箇所、それから同じく今の交差点の南側の部分が1箇所、それから駒ヶ嶺小学校の南、高田に上る道路の国道6号の近くの歩道部、そこが1箇所、それから中島今泉線の小川地内の部分の歩道が1箇所、それから南菅谷福田線、菅谷から福田までつながっている大きな道路の菅ノ沢溜池の南側が1箇所の、全部で5箇所でございます。

○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。

○2番村上勝則議員 分かりました。歩道に関しては理解できました。ただ、いわゆる舗装改修を要するか、あるいは歩道も含めて改修を必要とする、この判断の基準というのはどういうやり方で進めているのかお伺いいたします。

○遠藤 満議長 小野好生建設課長。

○小野好生建設課長 お答えいたします。

補修という理解でお答えしますが、その状況、先ほどの答弁にもありましたように、道路であれば、クラックが生じて、それがひどくなっていきますと、舗装が分離をしたりして、下地の路盤が見えてきたりしていきます。そういった場合に、対症療法的な修繕、今はそういったやり方で支障が出たところについて補修を行うようにしております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。

○2番村上勝則議員 大体理解できました。ただ、補修のやり方、単なるクラックを埋めるだけでいいのかどうか、その辺の判断になると、非常に私としても素人なものですから判断に迷います。いわゆる役場としてはプロがいらっしゃるわけですから、その辺に抜かりのないような形でやっていただきたいとお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

先ほど社会福祉協議会で、いわゆる70歳以上の独り暮らしを対象に給食サービスを80人程度対象としているという話でしたが、確かに条件そのもの、それぞれの個人の条件は同じように、いわゆる要支援、要介護の資格を持ちながら、たまたま2人暮らしだったということで対象から外れるというのは、法の下での平等という観点からいかがなものかなど。条件は同じだと私は考えますけれども、この辺についてどう考えているのかお伺いいたします。

○遠藤 満議長 佐藤茂文健康福祉課長。

○佐藤茂文健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えします。

こちらの給食事業につきましては、高齢者の方への栄養のある食事ということと、あともう一つは見守りという観点からの実施ということもありますので、そういった意味で独り暮らしの方を対象としております。あと、今現在のところ、供給する食事の数、あと配達する人員につきましては、配達民生児童委員の方をお願いしているのですが、そういった部分では今の数が限界というような話も聞いております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。

○2番村上勝則議員 前回アンケート調査後に対応を考えたいという話、まだ年度変わりませんので、具体的な活動には入っていないかと思えますけれども。実際にそうしたサービスを待ち望んで、独り暮らし配食受けている方に聞きますと、食が細くなって、1つの弁当で2回食べるのだという方が結構いらっしゃいました。そういう意味で、ご夫婦で高齢化して、買物にも行けない、車も免許返納したという方に対しても、同じようにサービスを提供してほしいということをお願いいたしまして、答弁は要りません、質問を終わらせていただきます。

○遠藤 満議長 これで2番、村上勝則議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を続けます。

1番、大内広行議員。

〔1番 大内広行議員登壇〕（拍手）

○1番大内広行議員 それでは、受付番号5番、議席番号1番、大内広行でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、能登半島地震におかれまして犠牲になられた方にはご冥福をお祈りするとともに、被災された方には住宅の再建、または心の復興も含めた早い復興を祈念したいと思います。また、当町におきましては、その地震の支援に当たりまして、職員皆様、物資また人的支援ということを

早々に実施していただきまして、感謝申し上げます。

令和6年も地震災害や暖冬といったような異常気象に始まりました。この夏も昨年同様、猛暑が予想されており、より計画的かつ実効的な災害対策が求められる状況となっているのかなと思っております。とはいえ、町民の方々にとっては、より身近な課題について、行政サービスを提供する側としてしっかり寄り添い、きめ細やかな対応していかなくてはならないと考えております。それらを踏まえまして、本議会での一般質問につきましては、大きなところで3点、まず1点目が社会福祉の充実について、2点目がデジタル化の取組について、3点目としてまちづくりについてということでご質問させていただきます。大項目として3項目、中項目として5件になりますので、よろしく願いいたします。

まず1点目、社会福祉の充実についてというところにつきましては、孤独・孤立対策推進法が令和5年5月に成立いたしました。令和6年4月1日に施行となります。誰一人取り残されない社会の仕組みづくりは急務であり、住民サービスに係る全ての関係者が、法の主旨に基づき対策することが必要だと考えております。当町でも地域包括支援ネットワーク推進会議設置要綱により、高齢者への地域包括ケアシステムは推進されております。また、会議体も組織されて、機能的な会議も行われていると思っております。さきに申し上げた法の施行を受けまして、全世代にわたる関係者が集まる官民連携の協議体の構築が必要と考えます。町としての今後の取組を伺いたいと思います。

大きな項目として2点目、デジタル化の取組についてです。国では、2016年の1月に閣議決定された第5期科学技術基本計画において、Society5.0が提唱され、超スマート社会の実現に向けて強力に推進するとしております。また、その実現に向けた取組をデジタル田園都市国家構想により、社会課題解決、デジタル基盤整備、人材育成、デジタルディバイド対策を推進しているとなっております。それを受けまして、1点目として、町においてもデジタル化技術による変革、DXを積極的に取り入れ推進し、便利で快適に暮らせる社会を目指すべきと考えております。現状の取組と、長期的視点でのDXによる業務効率化、住民サービスの向上について、町長の考えを伺いたいと思います。

2点目としましては、役場内の業務においても、RPAであるとかペーパーレス化、住民手順のワンストップ化等、業務効率化につながるデジタル技術は大きく進展しております。国や県の交付金等の事業を活用しましてDXを進めるべきと考えておりますが、こちらについても町の考えを伺いたいと思います。

3点目ですが、デジタル化の推進ついでについては、第6次総合計画において、行政情報の発信とSNSの活用、町情報のワンストップ収集のためのモバイルアプリケーションの活用を掲げております。今や生成AIやチャットボット、メタバースなど、デジタルの世界は無限に進展している状況であります。これからの具体的な施策、計画内容と進捗状況はどのようになっているのか。また、デジタル化を加速させるため、推進役を筆頭とする庁内での横断的組織も必要と考えますが、町の

考えを伺います。

最後に、まちづくりについてです。町では、新地町まちづくり研究委託事業実施要綱というものが定められております。これは、大学への調査研究を委託することが可能となっている要綱になっております。それを踏まえまして1点目です。これまでの調査研究の付託実績と研究内容の成果はどうなっているのか。また、その結果のまちづくりへの反映はどのようになっているのか。また、2月に組織されたUDCしんちには、東京大学、目白大学等が参画しております。このまちづくり研究委託事業実施要綱に基づき、まちづくりの課題への対応、まちづくりの進展と充実について、この要綱を活用することによって、課題解決のための知を活用できるのではないかと思います。そういった意味で積極的に進めていくべきだと思いますので、町の考え方を伺いたいと思います。

質問内容は以上です。よろしく申し上げます。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 1番、大内議員の質問にお答えいたします。

初めに、社会福祉の充実についての質問ですが、1点目、孤独・孤立対策推進法が成立し、令和6年4月1日施行となる。誰一人取り残さない社会の仕組みづくりは急務である。町では、地域包括支援ネットワーク会議設置要綱により、高齢者への地域包括ケアシステムが推進され、会議体等が組織化され、会議も行われていると思うが、前述の法の施行を受けて、全世代にわたる関係者が集まる官民連携協議体の構築が必要と考えるが、町として今後の取組を伺うについてですが、町では高齢者に対する相談支援、障害者等に対応した相談支援の孤独、孤立に関する対策を実施しておりますが、孤独・孤立対策促進法に対応する全世代型の協議体は現在は構築されておられません。町としてもこの協議体は必要であると考えておりますので、今後、見守り等の協定を締結している民間事業者も視野に入れた協議体の構築に向けて、調査研究してまいります。それまでの間、広報紙やホームページで政府広報オンラインの孤独・孤立相談ダイヤルや福島県の孤独・孤立対策のホームページにある相談窓口一覧等を周知してまいります。

次に、デジタル化（DX）の取組について。国では、2016年1月に閣議決定された第5期科学技術基本計画においてSociety5.0が提唱され、超スマート社会の実現に向けて強力で推進するとしており、その実現に向けた取組をデジタル田園都市国家構想により、社会課題解決、デジタル基盤整備、人材育成、デジタルディバイド対策を推進している。町においてもデジタル技術による変革、DXを積極的に取り入れ推進し、便利で快適に暮らせる社会を目指すべきと考えるが、現状の取組と中長期的視点でのDXによる業務効率化、住民サービスの向上についての町長の考えを伺うについてですが、町では新地町DX推進ビジョンを令和5年3月に策定しました。本ビジョンでは、まず基本理念及び基本方針を定めております。基本理念としては、「デジタルでみんな便利に 誰も取り残さないデジタル改革」を掲げ、3つの基本方針として、1つ目、デジタル技術を活用した住

民サービスの向上、2つ目として、情報格差対策に取り組む社会基盤の整備、3つ目として、デジタル技術応用による効率化を進め、行政運営の変革を目指しております。現状の取組といたしましては、3つの基本理念に沿って申しますと、基本理念の住民サービスの向上としましては、今年度3月に住民票や戸籍、税関係書類のコンビニ交付を実現いたしました。2つ目、情報格差対策に取り組む社会基盤の整備としましては、町民の皆様を対象としたパソコン・スマホ教室を開催いたしております。3つ目、行政運営の変革につきましては、住民記録や地方税、福祉など地方公共団体の主要な基幹系17業務システムについて、国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの令和7年度までの実施に向けた業務をスタートし、該当する業務の経費節減、運用維持費用の圧縮への準備を行いました。中長期的には、さきに述べた基本方針を念頭に置きながら、新たな情報システムの導入に当たっては、導入費用及び新たに計上費用が発生することから、これらの費用が導入効果を上回らないよう、今後検討していきたいと考えております。

2点目、役場内の業務においても、RPA、ペーパーレス化、住民手順のワンストップ化等、業務効率化につながるデジタル化技術は大きく進展している。国や県の交付金事業を活用し、DXを進めるべきと考えるが、町の考えを伺うについてですが、国の交付金である補助率2分の1のデジタル田園都市国家構想交付金や、県の補助金である補助率3分の1の福島県ICT推進市町村支援事業費補助金など、導入に関する補助金は様々ありますが、いずれも導入に関する費用の補助事業となります。システム運用や利用に当たっては、システム運用管理経費や利用料や接続料などの経常経費が必ず発生し、その経常費用に対する国の補助等は現在のところないと思われま。そのようなことから、新たなシステム等の導入が、将来の費用増とならないよう、導入に当たっては、経常費用までを含めた全体の導入費用に対して、システム導入による人的費用等様々な費用の削減効果などのメリットが上回るように、費用面でも導入効果があるものを慎重に吟味した上で検討を行ってまいりたいと考えております。

3点目、デジタル化の推進に関しては、第6次総合計画において行政情報の発信として、SNSの活用、町情報のワンストップ収集のためのモバイルアプリケーションの活用を掲げている。今や生成AIやチャットボット、メタバースなど、デジタルの世界は無限に進展している状況であるが、具体的な実施計画内容と進捗状況はどのようになっているのか。また、デジタル化を加速させるため、推進役を筆頭とする庁内の横断的組織も必要と思慮するが、町の考えを伺うについてですが、先ほど述べましたとおり、令和5年3月に新地町DXビジョンを策定し、その推進体制として、課長以上の職員で構成される新地町DX推進本部を設置いたしました。推進本部では、町長が本部長、副町長を最高情報統括責任者として、全庁的なDX推進体制整備に取り組んでいきます。また、各課に庁内DXリーダーを11人設置しました。当該組織立ち上げ後、推進本部のDXの理解を深めるための講習とDX推進リーダーに対するワークショップを開催し、DXへの理解を深めました。当面の最優先事項は、令和7年度までの自治体標準化システムの移行に向けて、庁内一丸となって取

り組む予定であります。また、加速度的に発展しているデジタル技術につきましては、令和5年9月に生成AIの取扱指針を定めたところであり、今後も新しい情報技術について注視し、積極的に活用できるものは活用しながら、業務の効率化や住民サービスの向上に努めてまいります。

次に、まちづくりについてですが、町では新地町まちづくり研究委託事業実施要綱を定め、大学へ調査研究を委託することが可能となっている。1、これまでの調査研究の付託実績と研究内容等の成果はまちづくりへどのように反映されているのか。また、2月に組織されたUDCしんちには東京大学、目白大学等が参画しているが、まちづくり研究委託事業実施要綱に基づき、まちづくりの課題への対応とまちづくりの進展と充実について、町の課題解決のための大学の知の活用を積極的に進めるべきと思うが、町の考えを伺うについてお答えいたします。新地町まちづくり研究委託事業実施要綱は、新地町のまちづくりにおける様々な課題に対応するため、調査研究を大学に委託することにより、新地町のまちづくりの進展と充実を図るとともに、有用な人材の育成に寄与することを目的として、平成30年度に制定いたしました。実績としては、平成30年度に東京大学と委託契約を行い、土地区画整理事業の効果促進事業として新地駅周辺まちづくりコーディネート業務委託を行っております。業務の成果としては、新地駅周辺の愛称、UDCしんち設立の検討、エネルギーの見える化などを研究し、現在の新地駅周辺に生かされていると考えております。この要綱は、新しい新地駅周辺においての復興まちづくりを研究するために策定したものであり、復興交付金事業が終了したので、要綱廃止の告示を予定しております。

新地アーバンデザインセンターは、2月8日に設置要綱を制定し、組織化いたしました。運営については、関係機関、地域団体、民間企業などの協力も得ながら、東京大学大学院新領域創成科学研究科、国立環境研究所、新地町の3者が連携協働して行うこととしております。具体的な活動については、東京大学大学院や目白大学等が活動されています。

ご質問のまちづくり研究委託事業実施要綱に基づき、まちづくりの課題への対応とまちづくりの進展と充実について、町の課題解決のための大学の知の活用を積極的に進めるべきとのことですが、東京大学大学院は現在、福島イノベーション・コースト構想推進機構による大学等の復興知を活用した人材育成基盤構築事業の補助を受け、そちらの要綱に基づき活動されております。町といたしましては、その活動の中で、当町で抱える課題等についても大学側と共有し、町の課題解決のため、大学等の持つ知識を活用させていただければと考えております。

以上であります。

○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。

○1番大内広行議員 それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の社会福祉の充実についてということで、私の質問した案件につきまして、今後必要であるということで、今後検討していきますと、こういうような形で回答いただきまして、ありがとうございます。その中で、民間事業者を含めて考えていきますということでの回答だったかと

思うのですが、今現在、地域包括ケアシステムに関連するのちよっと私の理解ではつながるかどうかなのですが、今地域包括支援センターというものがあろうかと思えます。そちらの中では民間事業者と連携した活動などは行われていないのかどうか、伺いたいと思えます。

○遠藤 満議長 佐藤茂文健康福祉課長。

○佐藤茂文健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えします。

地域包括支援センターにつきましては、町が新地福祉会に委託している業務となっております、そちらの職員が相談に来た方の相談に乗る。そして、あとは相談に乗った方、そういった方について、その後の見守りというようなことで、この方に自宅に出かけて様子を見たり相談したりというようなことを行っておりますので、そういった事業については独自でやっていると理解しています。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。

○1番大内広行議員 今の回答、ではその前段として、今設定している地域包括支援ネットワーク会議設置要綱に基づいて恐らく会議体が設置されておるのだと思うのですが、その具体的な参加者または会議体の開催頻度等について伺います。

○遠藤 満議長 佐藤茂文健康福祉課長。

○佐藤茂文健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えします。

町では、こちらの会議としまして、個別ケア会議、こちらについては対象者に対していろいろな立場から支援についてつなげていくというようなことで、こちらの会議については包括支援センターからの職員、あとは保健師、町職員、あと社会福祉協議会、場合によっては県からも来ますし、あとこの方に関係している事業者ということでも入ってきます。個別ケア会議につきましては、今年度については2回開催しております。

そして、もう一つ、自立支援型地域ケア会議、こちらについては今まで2回開催しております、こちらはそれぞれの分野での専門の方に集まっておきまして、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、言語聴覚士、あとは社会福祉協議会と介護事業者、包括支援センター、県市町職員というようなことで集まりまして、その方にどのような支援を行ったら地域で生活していけるか、そういったことについて会議を行っております。

もう一つ、認知症初期集中支援チームの会議になりますが、こちらについてはこれまで4回開催しております、こちらのメンバーについては、医師、包括支援センター、町職員で、こちらは認知症の初期の段階の、またそういった方についての支援について話し合う場となっております。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。

○1番大内広行議員 ありがとうございます。その中の個別ケア会議は、ある程度関係者の方が集まってくるといふことと、個別条件によってその方を見ている民間事業者も入るといふような回答

があったかと思うのですが、これは民間の方から言われた話なのですが、今日個別ケア会議があるのだけれども、一番最初に呼ばれたけれども、その後呼ばれていないのだよねというようなお話がございました。もちろん個別案件なので、対象者がいなかったのかというところはあるのですが、本来であれば、そこに従事するケアマネジャー等との情報交換がこの場なのかなと考えておられて、情報交換の場にもなり得るので、できれば民間というのも常時入れていただいたほうがいいのではないかということをお伺いさせていただきます。

○遠藤 満議長 佐藤茂文健康福祉課長。

○佐藤茂文健康福祉課長 こちらの個別ケア会議につきましては、私の認識しているところでは、その方に関係する事業者ということで、ケアマネジャーの方、そういった方が入ると聞いておりますので、今大内議員のおっしゃった、最初は呼ばれたけれどもその後という、その中身については後で確認しておきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。

○1番大内広行議員 今回一般質問させていただいた内容については、ケア関連の方々が一堂に会するというようなところもありますので、ぜひ今後とも検討していただければなと思います。

さらには、その中に含まれるものにはなってくるのですが、今は高齢者を多く地域包括的には見ているというところで、今後は壮年組や子どもたちへのケアシステムというのも構築していくのだろうなと思っはいるのですけれども、その中で、今現在、誰一人取り残さない活動という中で、子どもたちの環境、新地町では不登校の数は大分減ってきているのかなというところはあるのですが、不登校児童、または生徒、そのほかにも、例えばヤングケアラーであるとか、そういった子どもたちがいるかと思ひます。そういった子どもたちの解消の場として、民間も含めてですが、第三の居場所というものも今検討しているとか、フリースクールというものも考えていかななくてはならないなんていう話も出ているところではあるのですが、今現在行政としてそういったところに関係をしていくという考えがあるか、ないか、伺わせていただきます。

○遠藤 満議長 佐藤茂文健康福祉課長。

○佐藤茂文健康福祉課長 誰一人取り残さないということで、全世代型の対応をしていくということでこの法律が施行されるわけですが、何分ちょっとまだ勉強不足でありますので、国からガイドラインも出されておりますので、そういったものを研究して、これから取り組んでいきたいと思ひます。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。

○1番大内広行議員 ありがとうございます。

それでは、次の質問、次の項目に移らせていただきたいと思います。デジタル化の取組について

ということで、昨年に新地町のDX推進ビジョンというものができたということで、私も内容は確認しておりました。実際この内容を含めると、将来的にわたっていい活動になっていくのだなと思っ
てはいるのですが、これらのビジョンを踏まえて、今後具体的な実施計画とか、そういうものはいつ頃までにつくっていくのか、伺わせていただきます。

○遠藤 満議長 齋藤高史総務課長。

○齋藤高史総務課長兼会計管理者 お答えいたします。

先ほど申したとおり、基本理念と3つの基本方針に沿って、デジタル化、DX化を進めていきたいと思っ
ております。今のところまだ具体的な計画等は定めておりませんが、今後そういった長期ビジョンに立ちながら、検討していきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。

○1番大内広行議員 デジタル関連につきましては、今新地町では子育てに関連した支援もいろいろ
と出てくる中ではあるのですが、全国を見ますとやはりデジタル化、デジタル化全てではありません。DX絡みでいろんなことをやっている町というのが人口増を果たしているという事例も出てきて
おりますので、ぜひこういう計画を、具体的な計画をつくって進めていっていただければなと思
います。

その中で、福島県としても、各市町村、各自治体におけるデジタル化について支援を行うという
ことで、県はアドバイザーの派遣事業というものもプランとして準備していると思えます。そちら
の活用なんかは考えないでしょうか。

○遠藤 満議長 齋藤高史総務課長。

○齋藤高史総務課長兼会計管理者 今のご質問についてお答えいたします。

県でもそういった支援事業をやっていることは認識しております。いろんなメニューございます
ので、そういったものを検討しながら、今後検討していきたいと思えます。現状、デジタル関係に
関しましては、町でデジタル推進アドバイザーを選任しております。それは何かといいますと、外
部に委託をしております、そこからいろんなDXに関する知見や研修、それからアドバイスを受
けてDX化を進めております。現状はそのような状況になっております。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。

○1番大内広行議員 デジタル関係については、やはりなかなか進めていくには外部の知識とかとい
うのは必要になると思えますので、ぜひそういった方々を活用して進めていっていただければなと思
っております。

それと、これは今後の構想になるかと思うのですが、今、基幹系システムの20業務ですか、そち
らをクラウド化に向けて準備をしていくと伺いました。クラウド化になれば、例えばですけれども、

町の職員、この役場に来なくても、例えば公民館とか、そういったところで業務ができると思うのですけれども、そういったのは将来的なところでは何か考えとかあるのかどうか、伺いたいと思います。

○遠藤 満議長 齋藤高史総務課長。

○齋藤高史総務課長兼会計管理者 お答えいたします。

今ほどクラウドと言ったのは、あくまで自治体クラウドということに限定したお話でございまして、現状あるいろんな基幹系のシステム、住民関係のシステムとか税務関係のシステムなど、現状持っているものをクラウド化していく、政府の進める自治体クラウドに載せていくということを目標に当面はしております。

今ほどありましたオンライン化といいますか、在宅勤務のような形態に関しては、今は考えておりません。というのは、役場という性質上、どうしても対面の窓口ということが、どうしても業務上必須になってきてしまいますので、将来的にはそういったことがどんどん進んでいけば、あとまた使う側の方にもそういったオンラインということが浸透してくれば、それは将来的に考える必要はございますが、現状ではすぐにオンライン業務化するということは考えておりません。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。

○1番大内広行議員 現状クラウド化といっても、なかなかそういったところまではというのは、民間ではどんどん進んでいて、ほぼ出社しないというような企業も中にはあるとは伺っていますが、全てが対応できているわけではないということも思っております。ただ、進展度合いを見ながらではあるとは思いますが、なかなか役場まで自分の足で行けないとか、地区の中に誰かそういう行政の方がいるといいのだよな、なんていう話も伺います。そういったことを考えると、出先である公民館とか、そういったところにも機能を一部移してやるというのも将来的にあるのかな、これは私の考えですので、ご検討いただければなと思います。

最後に、まちづくりについてということでご質問させていただきました。こちらは、実は今回の項目に出した目白大学さんで先日学生さんを、先生もそうなのですが、新地町の買物事情なんていうことを今研究をしているところを伺っております。今、町では生鮮食料品の売場を導入することで進んでおりますので、それはそれでいいかと思うのですが、将来を考えていくと、それだけではなく、移動式とかそういったものも考えていく必要があるのではないかとこのところを踏まえると、そういう目白大学とかがやっていることを大学の知として研究委託をしてもいいのではないかなということで上げさせていただきました。その辺について何か考えがあるか、伺いたいと思います。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

今日白大学さん、東京大学さん、いろいろ活動をしていただいております。大内議員から今回質問あったのが、委託事業実施要綱ということでの質問でありました。業務委託と補助金とかというもののまず性質が違うということがあるかと思えます。業務委託の部分につきましては、あくまで事業主体が町でありまして、町で決めた業務、そういった部分を発注して、受注者に業務をやっていただくという部分でありまして、補助金とかそういった部分につきましては、事業主体はあくまで大学とか、団体とか、そういった部分になるかと思えます。例えばその団体とか大学さんが事業主体になって、いろんな発案とか決めた事業内容を行うことができるという部分でありまして、今のところ町では大学とかそういったUDC関係の団体、活動するものとすればそういった補助金とか、助成金とか、そういった部分がやりやすいというか、いいのではないかということで今考えているところでございます。

以上です。

○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。

○1番大内広行議員 ありがとうございます。まちづくりに関してはいろいろとそれぞれに関わっているところがあるので、今後とも調整していただければなと思えます。

以上で私からの一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○遠藤 満議長 これで1番、大内広行議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時27分 散会

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和6年第2回新地町議会定例会

議事日程（第3号）

令和6年3月21日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

5番 吉田 博 議員

1. より良い町づくりへの提案

10番 井上 和文 議員

1. 環境まちづくりについて

2. 避難所の空調設置について

第2 議案第8号 新地町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

第3 議案第9号 新地町新型コロナウイルス感染症に関する融資制度利子補給補助金基金条例を廃止する条例について

第4 議案第10号 新地町会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

第5 議案第11号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

第6 議案第12号 新地町手数料条例の一部を改正する条例について

第7 議案第13号 新地町東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について

第8 議案第14号 新地町介護保険条例の一部を改正する条例について

第9 議案第15号 新地町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

第10 議案第16号 新地町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

第11 議案第17号 新地町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

第12 議案第18号 新地町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第13 議案第19号 新地町町営住宅条例の一部を改正する条例について

- 第14 議案第20号 新地町一般廃棄物最終処分場堰堤築造工事請負変更契約について
- 第15 議案第21号 藤崎排水機場除塵機整備工事請負変更契約について
- 第16 議案第22号 令和5年度新地町一般会計補正予算（第7号）について
- 第17 議案第23号 令和5年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 第18 議案第24号 令和5年度新地町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第19 議案第25号 令和5年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第20 議案第26号 令和5年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）について
- 第21 議案第27号 令和5年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第28号 令和6年度新地町一般会計予算について
- 第23 議案第29号 令和6年度新地町国民健康保険特別会計予算について
- 第24 議案第30号 令和6年度新地町介護保険特別会計予算について
- 第25 議案第31号 令和6年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第26 議案第32号 令和6年度新地町下水道事業会計予算について
- 第27 議発第 1号 新地町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第28 議発第 2号 新地町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第29 陳情審査委員長報告
- 第30 意見書（案）について
- 第31 閉会中の所管事務等調査の申し出

出席議員（11名）

| | | | | | | | |
|-----|----|----|----|-----|----|----|----|
| 1番 | 大内 | 広行 | 議員 | 2番 | 村上 | 勝則 | 議員 |
| 4番 | 寺島 | 博文 | 議員 | 5番 | 吉田 | 博 | 議員 |
| 6番 | 八巻 | 秀行 | 議員 | 7番 | 三宅 | 信幸 | 議員 |
| 8番 | 寺島 | 浩文 | 議員 | 9番 | 菊地 | 正文 | 議員 |
| 10番 | 井上 | 和文 | 議員 | 11番 | 水戸 | 洋一 | 議員 |
| 12番 | 遠藤 | 満 | 議員 | | | | |

欠席議員（1名）

3番 牛坂毅志 議員

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | |
|------------------|-----|----|
| 町長 | 大堀 | 武 |
| 副町長 | 岡崎 | 利光 |
| 教育長 | 佐々木 | 孝司 |
| 総務課長兼 会計管理 | 齋藤 | 高史 |
| 企画振興課長 | 小野 | 和彦 |
| 税務課長 | 中津川 | 秀樹 |
| 町民課長 | 大堀 | 勝文 |
| 健康福祉課長 | 佐藤 | 茂文 |
| 農林水産課長兼 農務局局長 | 岡田 | 健一 |
| 建設課長 | 小野 | 好生 |
| 都市計画課長 | 加藤 | 伸二 |
| 教育総務課長 | 木幡 | 邦枝 |

職務のための議場出席者

| | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 佐藤 | 武志 |
| 書記 | 千葉 | 奈菜 |
| 書記 | 齋藤 | 愛斗 |

午前10時00分 開 議

◎開議の宣告

○遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名であります。

なお、3番、牛坂毅志議員は欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

◎議事日程の報告

○遠藤 満議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○遠藤 満議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

5番、吉田博議員。

〔5番 吉田 博議員登壇〕（拍手）

○5番吉田 博議員 議席番号5番、吉田博であります。これより通告書に従って一般質問をいたします。

今年元旦に発生いたしました能登半島地震で被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。私は東日本大震災を体験し、多くの皆様からご支援をいただいた一人として、支援物資とともに感謝を込めて、復興には多くの費用と大変長い時間がかかります。心を強く持って取り組んでくださいというメッセージを添えて、私が所属するNPO法人の災害ボランティア団体に託したところがあります。近年になって、全世界の中でこれまで地震や津波など発生したことがない国々が次々と地震や津波で被災しております。ある学者は、「地球が誕生してから30億年が過ぎ、老化現象をもたらしているにもかかわらず、地球の延命に力を発揮することなく、逆に戦争によって破壊活動をしている国や指導者がいることに大きな失望感を持っている」とのコメントを出しておりました。本当に残念なことでもあります。

さて、我が町は、新地、福田、駒ヶ嶺の3か村合併から70年の節目を迎えることとなりますが、私はこの70年間、新地町を離れることなく、ここに住むのが当たり前のように暮らしてまいりました。昭和46年8月1日に新地村から新地町に町制施行されましたときに、元村長さんの息子さんに3か村合併がなぜ行われたのかを聞いたことがありました。その合併の年に、国では合併市町村に補助金を交付するということがあったそうであります。そこで、3か村の1つの村が債務超過になってしまい、赤字転落団体になる可能性があったために急遽の策として合併が持ち上がったという話でありました。そう思うと、平成の大合併で合併特例債を認めたケースと似ております。この合併補助金が目的かどうかは定かではありませんけれども、南相馬の合併が平成18年1月1日、新地

町の町制施行が昭和46年8月1日という合併の日が年初め、月初めになっております。しかし、3か村の合併の日は昭和29年8月の20日であり、11日後の9月1日の切れのよい日に合併の日を持っていてもよかったのではないかなと思いますと、やはり補助金の話はまんざらうそでもなかったような気がいたしました。その3か村合併が村の債務超過の解消目的だとしたら残念であります。もっと賑やかなまちづくりができなかったのかなという思いがいたしました。

また、東日本大震災の数年前に、東京に嫁いだ私の祖父の一番下の妹が、どうしても新地の生家に行ってみたいとのことで何十年ぶりかで我が家を訪れたことがありました。新地まで迎えに行き、「新地変わっていないね。私、大戸の家まで歩いて行けるよ」、そして駅の3番ホームを指して「昔ここから折り詰めしたさかなだるを貨車に乗せて東京に出していたの」、また「うちの田んぼはこの辺りにあったよね」などなどの話に、ああ、新地ってそんなに変わっていないのだとの思いをいたしました。何はともあれ、震災前に新地町は相馬市との合併はしないという選択をいたしました。全国的に人口減少の中であって、我が町だけが人口増加に転じるということは非常に難しいことであり、これまで多くの議員が人口増加策について質問に立ってまいりましたが、なかなか実現には至っていない。そんなことを承知の上で、生まれてよかった、住んでよかったと思えるようなよりよいまちづくりをするために提案をし、議論をしていきたいと思っております。

初めに、駅東の空き地、正式には新地駅周辺被災市街地復興土地区画整理事業区域と言うそうですが、この利活用の提案についてであります。項目の①として、当該空き地は、令和3年、4年の震災瓦礫の置場として有意義な場所でありましたが、今後どのような利活用をするのかお伺いいたします。

1項目②として、この場所を農林水産業みらい基金を活用した農業用施設としての整備することを提案したいと思います。町の考えをお伺いいたします。

次に、2項目めの駅前の文化センターや商業施設、そして周囲の広場などの利活用について次の提案をしたいと思います。2項目①として、文化センターは交流人口拡大に寄与している施設と思いますが、少しでも多くの方が利活用できるように、そして玄関前に車椅子専用の駐車場を整備することによって足腰の不自由な方々の利便性になるものと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

2項目②として、商業施設で2店舗が休業状態にあります。その他の店舗でも、売上げが伸び悩んでいるという話があります。その理由は、お客さんが有料駐車場のバーがあって車が入りづらいと。また、車の流れをスムーズにできるような造りであってほしい。さらに、無料化にして駐車場の西側を開放し、多くの車が入り出ることができるようにしてほしいなどの要望がありました。町長は無料化にはしないとしておりますが、確かに無料化反対の町民もおります。そして、有料化に反対の町民もおります。商業施設を利用する町民のために、店舗経営者のためにも試験的に半年間程度駐車場を無料開放し、各店舗の売上状況の推移や町民の利便性について意見を聴くなどの調査をするこ

とを提案したいと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

2項目の③として、前にも話しましたが、町内には刺身を買う店がありません。生鮮食料品の売場を商業施設内に造り、施設内の売上の向上と町民の利便性を図ることを提案したいと思いますが、町の考えをお聞かせいただきたいと思います。

最後に、鹿狼山を利用した活性化推進の提案をして議論をしたいと思います。3項目めの①として、前に鹿狼山の駐車場整備のため、土地を購入した経緯がありますが、その整備状況についてお伺いしたいと思います。

3項目めの②として、駐車場だけではなく、登山道や町の特産品をPRする物販案内所も整備すべきと思いますが、町の考えをお伺いし、議論をしたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

以上です。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 5番、吉田博議員の質問にお答えいたします。

初めに、よりよいまちづくりへの提案1点目、駅東側の空き地（新地駅周辺被災市街地復興土地区画整理事業区域）の利活用の提案について、当該空き地は震災瓦礫の置場として有意義な場所であったが、今後どのような利活用をするのか伺うについてお答えをいたします。この用地については、災害廃棄物の仮置場及び公費解体事業の解体ごみの仮置場として使用していましたが、令和5年11月末に完了し、現在は更地となっております。この用地の利活用については、町といたしましては新地エネルギーセンターの温熱を利用する農業生産施設の立地を計画しており、現在事業者の誘致に向け、企業立地推進室において誘致活動を行っているところであります。引き続き、福島イノベーション・コースト構想推進機構の企業誘致担当部署とも連携していきながら誘致を目指してまいります。

2点目、この場所を農林水産業みらい基金を活用して農業用施設としての整備することを提案したい。町の考えを伺うについてお答えをいたします。一般社団法人農林水産業みらい基金は、農林中央金庫が基金拠出を行い、2014年に設立されました。この基金により、農林水産業みらいプロジェクトとして助成事業を実施されております。プロジェクトの目的としては、農林水産業の持続的発展を支える担い手への支援、農林水産業の収益力強化に向けた取組への支援、農林水産業を軸とした地域活性化に向けた取組への支援とされております。基金では、農林水産業と食と地域の暮らしへの貢献に向けて、前例にとらわれず創意工夫にあふれた取組で、直面する課題の克服にチャレンジしている地域の農林水産業者へのあと一歩の後押しを行うための助成事業とされております。助成対象は、農業法人、NPO法人、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、株式会社等、日本国内に所在する第1次産業に関連する事業を営む法人であり、地方公共団体は除くとされております。

す。そのほか、継続して経理、管理体制が構築され、運営されてきた任意組織も対象とされております。2023年度は全国から183件の応募があり、6件が助成対象事業として決定されております。新地駅東の農業生産施設事業用地に進出を検討いただける企業に対しまして、ご提案いただきました農林水産業みらい基金助成事業などの補助制度も紹介していきながら農業生産施設事業者の誘致に努めてまいります。

次に、文化センター、商業施設と周囲の利活用の提案について、文化センターは交流人口拡大に寄与している施設と思うが、玄関前に車椅子専用の駐車場を整備すべきでないか伺うについてですが、現在文化交流センターには障害者専用駐車場1台分を設置しております。正面玄関から離れた文化交流センターの建物の北西部にあり、以前はスロープを設けて出入りできるようになっておりました。昨年、物置を設置したことからスロープが使用できない状態になっておりますので、現在文化交流センターの建物南西部の階段とスロープが整備されてある場所の近くに障害者専用の駐車場を検討しているところであります。正面玄関前は、新地駅ロータリーやインターロッキング等の歩行者専用道路、また消火栓等があり、歩行者等の安全面等から障害者専用駐車場を整備することは難しいと考えております。また、文化交流センターの南東、複合商業施設の前には障害者専用駐車場が4台分設置してあることから、これらの駐車場もご利用いただきたいと考えております。

2点目、商業施設で2店舗が休業状態にあり、その他の店舗でも売上が伸び悩んでいるという。改善策の一つとして、試験的に半年間程度駐車場を無料開放し、各店舗の売上状況の推移を調査することを提案したい。町の考えを伺うのですが、新地駅前駐車場の利用料金については、3時間未満の駐車については無料、3時間以上の利用については1日最大300円となっております。また、複合商業施設利用者については、店舗において無料処理を行えば入庫後24時間無料となります。現在の商業施設の営業時間を鑑みますと、店舗利用のみであれば24時間以上の利用はほぼないことから、現時点でも店舗利用における駐車料金は無料となっております。このことから、仮に駐車場を無料を開放したとしても、各店舗への売上の影響は極めて限定的であると考えております。また、当該駐車場は、JR新地駅の一時利用者と月極利用者の駐車場も兼ねております。JR新地駅の一時利用者にとっては、ゲートがあり、1日最大300円という低料金でありながら有料であるからこそ空き区画が確保でき、また自動車を安心して駐車できるというメリットもあります。また、令和5年度の現時点までの一時利用における駐車料金収入は約220万円となっており、町の貴重な財源ともなっております。こういったことから、総合的に勘案し、駐車場を半年間無料開放することは現時点では考えておりません。

3点目、生鮮食料品の売場を商業施設内に造り、施設内売上の向上と町民の利便性を図ることを提案したい。町の考えを伺うについてお答えをいたします。新地町複合商業施設には、現在8事業者が入居されております。そのうち、1事業者が令和4年3月から一時休業となっております。その頃は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、福島県内で2回目の新型インフルエンザ等対

策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置が出されていたこともあり、その影響を受け、一時休業に至っているとお聞きしております。事業者は、時期は未定であるものの再開する意向でありますので、町といたしましては早期の店舗再開を期待しているところであります。このように新地町複合商業施設においては、コロナ禍の影響により一時休業している店舗はありますが、空き店舗はありません。生鮮食料品の売場を商業施設内に造ってはどうかという提案であります。現在テナントは全て埋まっている状況でもあり、ご提案につきましては商業施設運営の今後の参考とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

3点目、鹿狼山を利用した活性化推進の提案について、前に鹿狼山の駐車場整備のため、土地を購入した経緯があるが、その整備状況を伺うについてお答えします。町では、令和4年度に一般財団法人福島県電源地域振興財団のみらいを創る市町村等支援事業の採択を受け、鹿狼山駐車場整備事業に着手することといたしました。事業期間は、令和5年度から6年度の2か年を予定しております。年度別の事業内容については、令和5年度に実施設計、令和6年度に施設整備工事を行うこととしております。今年度は、鹿狼山駐車場整備測量、調査、設計業務委託を発注し、現在実施設計業務を進めているところであります。

次に、駐車場だけではなく、鹿狼山登山道や町の特産品をPRする物販案内所も整備すべきと思うが、町の考えを伺うについてお答えをいたします。登山道の整備につきましては、今年度観光庁の持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業を活用し、眺望コースの壊れた石段の補修や急な斜面への木製階段の設置、洗掘された部分への植生土のう設置など、自然環境に配慮した整備を行いました。来年度につきましても、観光庁と同補助事業の活用を協議し、登山道の整備を行っていければと考えております。町の特産品をPRする物販案内所の整備についてのご提案ですが、案内所の整備により人員の配置や施設の維持管理が生じることになりますので、例えば鹿狼山のあずまやのところに観光パンフレットや特産品のチラシを掲示または配置できるような方策を検討してまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 それでは、再質問させていただきます。

まず、最初の瓦礫置場として利用した駅東の土地でありますけれども、今現在は県とこの利用法について連携して誘致を目指しているというようなお答えであったと思います。なかなかあの土地というのですか、前千葉の何か会社で利用したいというようなお話があって、それが駄目になってしまったというようなことでありましたけれども、これらの利活用、その土地の利活用を充分PRしながら利活用をしていただきたいというように思います。

2つ目の農林水産業のみらい基金を活用した農業施設として整備いかがですかというようなことでありますけれども、この農林水産業みらい基金の活用はまず担い手の支援に利用しようというよ

うなお考えのようでありますけれども、もう少し詳しいご説明をいただければと思います。よろしくをお願いします。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど町長が答弁したとおり、農林水産業みらいプロジェクトということで助成事業の募集要項がございます。その中で、このプロジェクトの目的として大きく3つ挙げております。その中の一つに、農林水産業の持続的発展を支える担い手への支援というものが入っております。そのほかには、農林水産業の収益力強化に向けた取組への支援、それから農林水産業を軸とした地域活性化に向けた取組への支援ということで、こういった目的がありまして、その目的に沿う内容をこのプロジェクトの審査会において中で審査をして、あと一步でその事業が達成できるというような部分について支給をするというようなことであります。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 今の説明の中に、あと一步でこの事業ができるというような話がありましたけれども、もう少し具体的な答弁をお願いできますか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

このプロジェクトの事業の募集要項がありますけれども、そこの一番最初の「はじめに」というところがあります。その本プロジェクトの部分につきましては、前例にとらわれず創意工夫にあふれた取組で、直面する課題の克服にチャレンジしている地域の農林水産業者へのあと一步の後押しを通じて、農林水産業と食と地域の暮らしの発展に貢献したいと考えているというこの事業の募集要項の目的になってございます。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 目的は分かりましたけれども、今現在ここを利用したい、活用したいというようなそういった方々が今現在町に問合せというのですか、そういったことはあるのでしょうか、お伺いします。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 ただいまの質問にお答えいたします。

今、町企画振興課にこの助成事業を使って何かをしたいという問合せのところは今のところございません。先ほど町長答弁したとおり、この事業でも活用できる可能性がゼロではないと思いますので、今検討していただいている事業者の方にも紹介していきながら活用できればいいかなとは考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 この農林水産業みらい基金でありますけれども、これは各省庁の本年度予算なら本年度予算、来年度予算なら来年度予算という予算だと思うのですけれども、今年なくなったら来年またこれがあるというような、来年度あるというような、そういった保証というものはあるのでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 ただいまの質問にお答えいたします。

この助成金につきましては、先ほど町長が申し上げた対象になる1次産業に関連する事業をやっている企業さんとか、団体とか、そういった方が対象になりますけれども、その対象の方が直接その助成金の事務局、事務局というのがその一般社団法人農林水産業みらい基金、そちらに直接申請をしております。ということで、その基金は毎年毎年その基金の中での予算を考えて、毎年その募集要項をつくって募集をすると理解をしております。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 そうしますと、この農林水産業みらい基金については町ではタッチしないというような、今対象者が直接そのところのどこなのですか、これ農林水産省に行くのだから、県に直接行くのだから分からないですけれども、町では直接タッチしないというような、そういう方針のよりに聞こえたのだけれども、それでよろしいのですか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えをいたします。

町がタッチしないという部分につきましては、その予算の部分については町の措置というものは出てこないかなと思っております。ただ、例えば農業生産施設が活用できるのであれば、その申請のために紹介をしたりとか、申請のお手伝いとか、そういった部分は企業誘致の部分でできるかなとは思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 今の答弁で了解いたしました。

続いて、2項目め、①の文化センターの駐車場ですか、障害者の駐車場のスペース、その中で今度は南西のところに障害者の駐車スペースを造りたいというような答弁でありました。その中で1つちょっと気になった部分がありますのは、消火栓が玄関前の東側にあるというようなお話がありました。あの消火栓は計画時、我々もちょっと平面図は見させていただいたのですけれども、あの平面図の中に、あそこに消火栓の図というのは入っていなかったような気がするのですけれども、

後の事業である消火栓つけたのでしょうか。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいまのご質問にお答えします。

駅周辺の区画整理事業におきまして、駅前もそうですが、消火栓の位置関係、消火栓あるいは防火水槽の位置、これは当時の消防と協議しながら、半径140メートルぐらいだったかなとちょっと記憶しておりますけれども、全域をカバーするという内容になっておりましてあのような配置となっているところでございます。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 当時消防署と相談したというようなお話でありましたけれども、あそこの部分で消防署はあそこにつけろというようなこと私はないと思うのです。というのは、あそこの周囲の消火栓ということであるのは理解はするのですけれども、あそこのところに段差があって、本来であればあの段差というものはちょっと考えられないところでもありますし、最も重要な建物というのは文化センターだと思います。文化センターから直近して5メートルもないぐらいの場所に消火栓があるというのは、私には理解できません。でも、もう消防署が了解してつけたというようなことでありますので、それはそれでいいかなと思います。

あとは、商工会の東側に4台止められるようなマークがある駐車場、4台分のスペースがあるというようなお話がございました。あそこの駐車場に止めてそこから車椅子を引くと、こっち側に私今定かではないのですけれども、段差があるのではないかと思うのですけれども、そこに段差はなかったですか。非常にあそこから商業施設利用するにしても、段差があるような気がしました。なかなかこの車椅子では、1人で車椅子を操るのは難しいのではないかなと思いますけれども、その辺をもう一度改めてお伺いします。

○遠藤 満議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいまのご質問にお答えします。

私も今資料は持ち合わせておりませんが、あの当時の計画としましては障害者の方、車椅子になるのでしょうかけれども、今の支障がないような形で設計はしていたと考えているところでございます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 次の質問に移ります。

商業施設の試験的な半年間の無料措置というような質問をいたしましたけれども、町長は考えていないというようなことでありますので、今後この駐車場については質問をやめることといたしたいと思います。

項目3の生鮮食料の売場でありますけれども、こども今満杯の状態にあるので、増築するというようなことは今考えはないというような話であります。しかし、私もその支援、町の支援金をいただきながら、あそこのところで、広場で盆踊りを開催したことがあります。そのときに、結構音が出るし、歌や太鼓の音で、あそこに塾がありますよね。あそこに行って、何月何日こういうようなことで賑わいをつくるために盆踊りをやりたいのですけれども、何とかやらせていただけないでしょうかというようなことで伺ったことがあります。そして、何時から何時までですかというような話になって、何時から何時までですという、そういったやり取りをやって途中で盆踊りをさせていただきました。そのときにあの塾が休んだのですね、その我々の盆踊りをやるために。私は大変申し訳ない気持ちになって、次の年からあそこのところで盆踊りをやらないようになったのですが、そんなこんなの話をして、ほかの店舗の人たちにその盆踊りをやっている時間帯にビールか何か出してほしいというような、盆踊りに来た人に。そういったことで何件か出していただいたのですけれども、やっぱりあそこのところでスピーカーを出したり、あるいは音楽を流したりというのが何となく塾に悪いなというような思いがあってできないというようなことでありました。そういうことですけれども、何とかその塾を移動させろというのも何となく言いにくいのですけれども、今後あそこを増築、増設するようときには、あそこうるさくなるので、塾さんでもう少し静かなほうに移動はどうですかみたいな、そんな話をさせていただきたいなと。これは、あくまでも要望であります。

それから、続きまして3項目の①、鹿狼山の駐車場整備についてであります。先日鹿狼山の駐車場について、駐車場の図面、A案、B案の図面の提出をいただいて、このような形でどちらにするか後で検討するというような話だったと思います。そして、今の町長の答弁の中で、6年度末でこの事業を完成させたいというようなことでありましたけれども、これらの入札なんかは、これはもう終わったのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えをいたします。

入札の時期ということでありますけれども、今年度は実施設計を年度末に向けて今やっています。来年度工事の発注になります。こちらの事業につきましては、一般財団法人の福島県電源地域振興財団、みらいを創る市町村等支援事業の補助金を使わせていただくということで、そちらの設計審査をまず受けなければなりません、新年度になってから。それを受けてから入札手続に入るということを考えてございます。設計審査には通常一月ぐらいかかると今のところ言われております。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 この鹿狼山の駐車場、この山に登山するお客さんにとっては大変望んでいる施設なので、よりよい方向に、少しでも早い時期に完成するように努力をしていただきたいと思います。

次に、3項目の②でなっております。駐車場だけではなくて、登山道の整備、それから特産品のPR等について再度お伺いいたします。まず、登山道の整備についてでありますけれども、前に福島民報社で大変鹿狼山の整備が進んでいるというようなことでお褒めの言葉を新聞に載せていただきました。私もあそこ、鹿狼山をこよなく愛する一人として大変うれしく思っております。ただ、私が残念に思うことは、確かにその眺望コースとか樹海コースですか、そこは本当に近隣の山から比べて大変いい整備をしているなというように思います。ただ、その鹿狼山に登山する人は、あそこに行って下りるだけでないのです。というのは、鹿狼山の頂上から真弓に今トレッキングできるような、そういうルートもあります。それから、鹿狼山の北側に下りて、ロープのところ下りて、ケヤキの森コースですか、あそこに、果樹園、果樹団地に下りるコースもあります。その手前に、これは登山コースとして整備されていない道なのですが、そこにイワウチワという本当にきれいな白い花が咲く時期、3月下旬から4月上旬にかけて本当に白いちっちゃなイワウチワという花が群生している場所があるのです。私も必ずと言っていいほどやっぱりこの時期にそこを通るのですけれども、とんでもなく急なところ、そこを知らない人は、まずほとんどの人がそこを通らないようなところにありますけれども、ぜひそういったきれいな花が咲いているところを通してあげたい。

それから、ケヤキの森コースなのですが、果樹団地に下りるコースがあります。そこにも展望台みたいなところがありますけれども、そこにもスミレが群生しているところがあるのです。ですから、そういったところをぜひ来ていただいて、登って下りる、そして帰るというのではなくて、そういうところに誘導するようなそういった看板とか、登山道の整備というようなものをお願いしたいのですけれども、それらの計画についてお伺いしたいと思っております。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えをいたします。

今年度につきましては観光庁の補助金がいただけまして、眺望コースの修繕をいたしました。来年度も観光庁と協議をして進めていって、もし予算もつけばということになりますけれども、企画振興課としてはその頂上から北側の部分の連絡コースのところ、急なところありますけれども、そういった部分をやりたいと考えております。今、議員のご提案の場所につきましては今後予算も考えながら、検討というか、研究というか、していければと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 今、課長の説明の中に眺望コースについての補助金がついたというようなお話だったかと思っておりますけれども、そのような受け止め方でよろしいのでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 今年度眺望コースの木製階段の設置とか、洗掘部分の植生土のうの設置と

か、そういった部分を実施しております。その部分について観光庁の持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業という補助金があるのですけれども、その補助金の助成を受けて今年度整備をしているというところでございます。来年度もそちらも使いたいということで、企画振興課内では観光庁と協議をしていきたいという考えでございます。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 今年度も整備したというようなお話がありました。ちょっと私、その整備した箇所なのですけれども、ちょっとよくどこなのかなって場所が分からないのですが、どの辺を整備したのかも一度教えてください。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 今年度の整備の場所についてお答えをいたします。

今年度につきましては、眺望コースの中の壊れた石段の補修とか、急な斜面への木製階段の設置、それから洗掘された部分への植生土のうの設置ということで、ここだけやるというよりもこのコースの中の傷んでいる部分をやったということでもあります。箇所数でいいますと、木製階段でいいますと約80箇所、植生土のうについては約1,100袋を設置しております。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 随分な作業をやっていただいたのだなというような思いがします。差し支えなければ、どこの業者がこの工事をやったのかお伺いしてよろしいでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 町内の相新建設さんでございます。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 いろいろと質問させていただきました。やはりその鹿狼山は、やっぱり私は新地の町の中での交流人口が最も多いところではないかと思っております。もっともっと整備をして、やっぱり交流人口の拡大しながら町のいろんな商業の生産性を高めていっていただきたいというような思いをいたします。今後とも鹿狼山整備には大きな力をお貸ししていただきたいと、このようにお願いして質問を終わります。

以上です。

○遠藤 満議長 これで5番、吉田博議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

○遠藤 満議長 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

10番、井上和文議員。

〔10番 井上和文議員登壇〕（拍手）

○10番井上和文議員 最後の質問になりました。しばらくお付き合いをお願いします。

震災から13年、改めて犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災地の被災された皆さんにお見舞いを申し上げます。また、今年元旦に発生した能登半島地震で犠牲になられた方々のご冥福と、被災されました全ての皆さんにも心からのお見舞いを申し上げます。同時に、被災地支援に派遣された町職員の方々、関係者の方々のご尽力に感謝を申し上げます。能登半島地震では、石川県にある北陸電力志賀原発で油漏れ等のトラブルがございましたが、もし原発が苛酷事故を起こしていたならば、道路や供給網が寸断された状況で住民の避難は十分にできなかったのではなかったか。地震大国日本の原発避難計画が改めて問われていると思います。

新地町では、大震災から13年のうち、2度の大きな地震、コロナ禍、物価高など四重苦だという痛切な声も上がっております。ある漁師は「もう13年もたっているのに、核燃料デブリは1グラムも取り出せていない。あと、10年、20年やって、結局できませんでしたと言われるのが一番困る」と深刻な顔で訴えておりました。国や東電は、こういった漁師の声に率直に耳を傾けるべきであります。今後とも町民の声に寄り添い、共に力を合わせながら希望の持てる政治実現のため奮闘する決意を申し上げ、質問に入ります。

第1に、環境まちづくりについてお伺いをいたします。近年、我が町でも都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、ごみの不法投棄防止や減量化、大気や水質等の公害対策も求められる時代となりました。第6次総合計画では、2011年に環境未来都市に町が11市町村の一つとして選定をされ、環境共生型の復興まちづくりの一環としてスマートコミュニティー事業に取り組み、持続可能な開発目標、SDGsへの取組も求められており、再生可能エネルギーの活用を推進することが必要だとうたわれております。環境政策を進めるためには、環境の保全についての理念や方向性を示す環境基本条例の制定が必要でございます。議会答弁でも庁内協議を続けながら条例の内容等について検討し、制定に向けて取り組んでまいりたいといった答弁がありますが、震災や地震等の復旧もございましたけれども、時代の要請も踏まえ、策定を急ぐべきではないかと思っております。ご所見をお聞かせください。

次に、盛土規制条例の制定についてお伺いします。相馬の環境公園に関東圏からの盛土計画が浮上し、地域住民の不安の声が上がりましたが、相馬市が盛土規制条例を策定した結果を受け、それが新地に流れてくるのではないかとの話もあったことから一般質問通告をいたしました。いち早い対応で我が町にも条例ができたことを高く評価をしたいと思っております。この条例が土地所有者、事

業者に周知をされ、機能し、名実ともに町の良好な生活環境を確保できることを望んでおりますが、1点だけ、第3条に規定する町の責務において、町内における盛土等の把握、災害及び環境の保全上支障が生ずる盛土等防止のための施策の推進についてどのように進めようとしているのか、ご所見をお聞かせください。

次に、避難所の空調設置についてお伺いをいたします。元旦の能登半島地震は、強烈な衝撃を与えました。強い揺れの最中に次々と民家が潰れていくテレビの映像に、これでは逃げることもできなかつたろうと思われれます。我が町でも、先般震度4の地震が深夜にございました。続けてすぐ大きいのが来るのではないかとテレビに向かったのは、私だけではなかったと思います。13年前の大震災の1か月前にも震度4ぐらいの地震があったということですから、予断を許しません。福島県沖の地震も、小さいとはいえ、この間何回も発生していることから、まさに災害は忘れた頃にやってくるというよりも、災害はいつでもやってくるという構えが大事だと思います。

さて、大災害があれば、命をつなぐのに必要なのは避難所です。現在の指定避難所は、津波緊急避難場所3箇所、一時避難所15箇所、避難所9箇所、福祉避難所2箇所となっておりますが、避難所9箇所のうち、各学校の体育館、総合体育館は空調施設が入っておりません。昨年の夏は、県内でも40度を記録する暑さが続き、今年も春先から天候不順、異常気象が続いており、14日の福島民報では1面トップで4月施行の改正気候変動適応法に基づく熱中症対策は地方公共団体の役割と位置づけられ、県では県内全域の商業施設や公共施設に避暑施設を設け、県民が気軽に涼める場所を確保するなど熱中症対策を強化するとして、熱中症アラートの情報共有体制も構築するとしております。県では500箇所以上の避暑施設の登録を目指し、市町村と調整を進めているとのこと。昨夏、熱中症搬送者数が過去最多の1,840人となることから、官民一体で猛暑への備えを始めるようであります。

さて、空調を設置する場合、文科省の学校施設環境改善交付金は学校体育館の空調設置経費の2分の1を補助する国庫補助事業でございます。通常3分の1補助でございますが、遅れている体育館の空調は3年間に限り、23年度から25年度、2分の1に引き上げております。文科省は交付に際し、断熱要件があるが、断熱率などの基準は特に設けていないとしているようであります。対象工事費は400万から7,000万円まで、補助残は国土強靱化債100パーセント充当で、交付税算入率50パーセント、地方負担25パーセントとなっているようであります。

また、総務省の緊急防災・減災事業債は、自治体が地方単独事業として行う防災、減災対策に充当できる地方債制度で、空調設備だけでなく、様々な防災事業に幅広く活用できるとしており、総務省では空調設置に際し、断熱要件はないが、仮に断熱工事を同時に行う場合はその経費も対象になるとのことです。起債充当率100パーセントで、元利償還金に対する交付税算入率は70パーセント、30パーセントが地方負担です。

どちらを活用すべきなのかという点では、地方負担率を比べると学校施設環境改善交付金プラス

地方債が5パーセント有利です。事業費では、緊急防災・減災事業債に断熱要件がない分だけ抑えられそうではありますが、文科省は断熱要件に基準はなく、建具の隙間を塞いだり、日射調整フィルム等でも構わないとしており、施工内容によっては安価にすることも可能である一方、断熱性は快適さや電気代など、ランニングコストに影響することも考慮する必要があります。教育環境、避難環境の改善として、現場の実情に応じて総合的に研究、検討が求められてくるであります。夏場の災害における熱中症事故を防ぐためにも、避難所の空調設置について、事業期間が来年度までのそれぞれの財政措置を勘案したご所見をお聞かせください。

以上です。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 10番、井上和文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、環境まちづくりについての1点目、環境基本条例の制定についてですが、環境基本条例は環境基本法の理念に沿い、地方公共団体の環境保全施策に関する最も基本的な事項を定めた条例を言い、県内においては環境美化等に関するものは多くの自治体において制定されておりますが、環境基本条例については現在20自治体での制定がされております。当町においても美しいまちづくりを目指し、モラルの向上と町、町民、事業占有者の責務規定を定め、地域の環境美化推進と美観の保護を図るよう、町民、事業所等を挙げて協働のまちづくりを推進するため、条例の内容等について調整中であり、制定に向けて取り組んでおります。

2点目、盛土規制条例の制定についてですが、町では土砂等による盛土等について必要な規制を行うことにより、災害の防止及び環境の保全を図り、もって町民の生命、身体及び財産の保護並びに安全で良好な生活環境を確保するため、新地町土砂等による盛土等の規制に関する条例を本議会定例会初日に追加提案し、先議、可決していただいたところであります。この条例では、町、事業者及び請負者、土砂等を発生させる者、さらには土地所有者にそれぞれ責務を規定しております。当事者がそれぞれ本条例を遵守し、事業等に当たることが大事と考えております。本条例の制定主旨を町民、事業者等に広く周知するとともに、災害の防止及び環境の保全に努めてまいります。

次に、避難所の空調設備についての1点目、学校体育館への空調設置に対する財政措置を活用したエアコン設置についてですが、既存学校体育館における大規模改修事業については、文部科学省の学校施設環境改善交付金が国庫補助事業として充当が可能です。公立学校施設は、地震等の災害発生時には地域の避難所としての役割を果たすこともあることから、地方公共団体が学校施設の整備をするに当たり、その実施に要する経費の一部を交付するものです。既存の学校の空調施設については、補助率は3分の1となります。避難所として、総合体育館及び町内各小中学校体育館が指定されておりますが、現時点ではいずれの体育館にもエアコンは設置されておられません。体育館にエアコンを備え付けるための経費についてですが、かなり大規模な設置工事になること、また体育

館はエアコンを設置することを前提に建築されていないため、断熱性が低く、大幅な電気消費の増加が想定されるため、概算で1箇所約1億円程度の経費を要することが想定されます。仮に学校施設環境改善交付金を充当しても3分の2が町負担となることから、概算で1箇所6,666万円という多額の町負担が生ずることが想定されます。また、エアコンを設置した場合、エアコンの定期的な点検代や故障による修理代、エアコン稼働による電気代の増加については補助事業がなく、町負担になります。さらには、災害時停電が生じる可能性もあり、その場合は多額の費用を投じてエアコンを取り付けていても稼働できないことも想定されます。このようなことから総合的に判断すると、現時点では避難所に指定されている体育館にエアコンを設置する考えはありません。なお、避難所の猛暑時の対策としては、エアコンの設置してある小中学校の教室、また避難所のエアコンの設置してある会議室などを活用しながら対応してまいりたいと思います。

2点目、緊急防災・減災事業債を活用した空調設置についてですが、避難所に指定した体育館の空調設置について、緊急防災・減災事業債を100パーセント充当することが可能であることを確認しております。元利償還の70パーセントを交付税の基準財政需要額に算入できる財政上有利な起債ではありますが、将来にわたり町が元利償還していくことになり、多額の財政負担が生じることは、先ほど述べた学校施設環境改善交付金を充当した場合と変わりません。先ほどと繰り返しになりますが、エアコンを設置した場合、エアコンの定期的な点検代や故障による修理代、エアコン稼働による電気代の増加については補助事業がなく、町負担になります。さらに、災害時停電が生じる可能性もあり、稼働できないことも想定されます。このようなことから総合的に判断すると、現時点で避難所に指定されている体育館にエアコンを設置する考えはありません。

以上であります。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 それでは、再質問をいたします。

最初に、環境基本条例でありますけれども、答弁の中ではいわゆる環境美化、モラル向上、美しいまちづくり、協働のまちづくり等々の条例関係で種々検討、制定に取り組んでいるという答弁でしたけれども、かつて昔、何十年か前はそういうこともありましたけれども、今環境基本法という法律ができて、これに基づく条例、県とか市町村でもこれできているわけですが、環境基本法ということを中心に基に入ります。ご案内のように、先ほども気候変動の話もありましたけれども、この環境基本法、様々環境法令いっぱいあるわけですが、これを包括して市町村に応じた条例に持っていくことがポイントだと思う。というのは、いわゆるこの環境基本条例を町でつくるとするならば、理念条例、方向性を示す上位法令という形になりますから、その下に先ほどあった盛土とか、あるいは公害対策のようないろんな形が出てくると。例えば相馬市ではもう平成13年につくっていますけれども、環境基本計画とか条例をつくる。南相馬市では平成18年につくっていますけれども、騒音、悪臭、土壌の測定とか、水質とか、いろんなことが入ってくるわけです。で

すから、こういった基本条例できれば、今まであった公害対策審議会が環境審議会なんかに移行していくのであらうと思いますけれども、この点での認識といいますか、考え方をお聞かせください。

○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 ただいまの質問にお答えいたします。

当町におきましても、環境基本法をベースに、それからあとは県の環境基本条例もございます。そういったものを参考にするとともに、先進の自治体の事例もございますので、そういったものを調査しながらただいま準備をしているところでありまして、町長答弁ではその考え方の一部として項目を挙げましたが、公害対策についても含まれていくべきものかと思っておりますので、様々な条例等を参考にしながらただいま検討しているところでございます。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 制定に向けていろいろ情報収集されているというのですが、いつ頃をめどにつくっていくというような状況には至っているのかどうなのか、この準備状況も分かればいろいろお聞かせいただきたい。

さらには、こういった条例つくるときに住民のいろんな声も反映しながら入れていくのかどうなのか。町の基本理念ということなので、町あたりで県なんかと倣いながら進めていく方針なのか、この辺も併せてお聞かせください。

○遠藤 満議長 井上議員、一問一答だから、最初の1問目に答弁をもらってください。次は、もう一度質問してください。

最初の1問目に町民課長答弁してください。

大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 ただいまの質問にお答えいたしますが、各自治体や上位法令等を含めながら検討している中で、制定状況についてはただいま検討中であり、時期については定めておりません。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 では、先進事例もさることながら、地域住民のいろんな声も聞いたりいろいろする、こういったことを何と言うのだっけ。ちょっと名前忘れちゃったけれども、こういった取組も考えておりますか。

○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 この環境基本条例を制定するに当たりましては、様々な各所管する課とも関わってくるかと思っておりますので、庁内横断的にそういった意見等も含めながらやってまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 次に進みます。

盛土条例、いち早い制定で、非常に高く評価をしたいと思いますが、前段申し上げました1点だけ。施策を展開していく、施策を推進していくという3条にあるのですが、具体的には私の認識としては住民とか事業者にしっかり周知をして、なおかつ町としても地域全体の情報を収集していく。その収集の方法についても、町民課が常にパトロールするわけにもいかないでしょうから、いろいろ工夫が出てくるのだろうか。この辺の方向性、方針についてもお聞かせください。

○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 ただいまの質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、まずこの条例を制定したことを広く町民、それから事業者にもまず理解していただくことということが大事かと思っておりますので、そういった周知にまず努めてまいりたいと思っております。なお、3月20日号の広報しんちお知らせ版でも、この盛土規制条例が制定されたということをまず町民に対してはお知らせする予定です。

それから、確かに町民課が主体的になってパトロールをするというのはなかなか難しいということがございます。庁内にいろんな現場に出向くことの課等もあるかと思っておりますので、そういったところとか、あとはこの条例の周知が広まった中で、住んでいる町民の方々からの連絡等をいただく中で、現地を確認するなど対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 周知期間が10日間以上あるということなので、施行が27日かそこらでよろしいのか。その辺もまだはっきりはしているのかいないのかだけお聞かせください。

○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 議員おっしゃるとおり、施行日につきましては3月27日ということでございます。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 しっかりした名実ともな規制条例が機能するように取り組んでいただければと思います。

避難所の空調設置についてであります。答弁では、まず1本目ですと、学校施設環境改善交付金3分の1ですという答弁がございました。体育館に対する空調設置が15.3パーセント、全国的にかなり低いということで、国が2023年7月31日付で避難所における空調設備の設置等についてとする事務連絡、内閣府、総務省消防庁、文科省の連名で都道府県の防災担当、教育委員会宛てに発出してありますが、町で来ておりますか。

○遠藤 満議長 齋藤高史総務課長。

○齋藤高史総務課長兼会計管理者 私自身がちょっとその通知そのものを見てはいないですけども、補助率が3分の1と言及した理由をちょっとお話ししますと、基本的にはまず学校施設の体育館にエアコン設置する分には3分の1。2分の1というのは要件がございまして、体育館に断熱効果があるところに関しては2分の1、またはその断熱効果の改修も併せて行う場合は2分の1ということでございます。今回のご質問を見る限りでは、体育館へのエアコン設置ということのみの言及でしたのでそういった回答をいたしました。断熱効果も併せて実施すれば2分の1となることは認識しております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 その通達の中、事務連絡の内容が、23年の5月に閣議決定をされたことを受けて来年度まで、2025年度まで通常3分の1が2分の1だということ、前段申し上げましたけれども、そういう通達になっているようなのです。残りが国土強靱化起債が該当できると。これも来年度までということなのですか。この辺の確認はされていますか。

○遠藤 満議長 齋藤高史総務課長。

○齋藤高史総務課長兼会計管理者 今ほどあった断熱効果の確保工事も併せて実施する場合には2分の1、これは令和7年度までということには認識しております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 それで、その断熱効果も、先ほども前段申し上げましたけれども、国としては断熱率を出せとか、そういった難しいことは言っていないで、隙間を塞ぐとか、断熱フィルムを貼るとか、そういうことでも充分安価に対応できるというような話もあるようなのです。ですから、実際は2分の1お金をもらって、この残りは起債該当、50パーセントが交付税算入されて、費用負担が25パーセントらしいのですけれども、こういった財政措置、もちろん地方交付税算入されるとしても入っているのか入っていないのかみたいな議論は当然出てきますけれども、国もこういった遅れている体育館の空調設置についてのやっぱり意気込みを出しているのだらうと思います。ですから、先ほども申し上げましたけれども、この辺の設計の仕方でいかに町として有効にできるかできないか、これはやっぱり研究をすべきだろうと思いますが、どうなのですか。

○遠藤 満議長 齋藤高史総務課長。

○齋藤高史総務課長兼会計管理者 お答えいたします。

先ほども言いましたとおり、2分の1になるには断熱効果がなくてはいけないということございまして、この断熱効果のことを研究しますと、そもそも断熱効果のないところにエアコンをつけても効果がありません。なので、その断熱効果を高めるためには、先ほど体育館に断熱効果をまず

入れるということが必要です。この断熱効果を高めるためには、かなりの大規模な体育館の修繕ということが出てきてしまいます。なので、そういったことを勘案しますと町の負担はかなり大きなものになりますので、そういったことを総合的に勘案して今現在では体育館のエアコン設置ということは検討してございません。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 私は体育館って今回の質問の主旨は、能登半島地震を受けて、震災から13年ということもありますけれども、大災害がまた来ると。これは冬場だけではなくて、夏場にも来るであろう。昨年の異常な高温で、熱中症でかなり死亡者も出ましたよね。13年前も思い起こしていただければ分かりますけれども、避難所にもごった返しのように入る。これが夏場であればどうなるのかということ考えた場合に、もちろん停電であればエアコンもつきませんけれども、これも電気も急ぎ、電気の復旧結構早いほうですから、やはり非常に有効ではないかということなのです。ですから、いろんな設計、検討、国とも恐らく聞いていないのだろうと、県なんかも聞いていないとは思いますが、いろんなやり方をやりながら、どこまででき得るのか、でき得ないのか、頭からもう1億円かかるからできないと、こういう安易な発想ではなくて、研究していくべきではないかと思いますが、いかがですか。

○遠藤 満議長 佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長 井上議員の質問にお答えします。

研究すべきではないかと。毎月校長会、それと教頭会と、これ別々にやっております、いろんな見方がありますので。その中で、危機管理という、そういった勉強会やっています。その中で、私も体育館に入れたほうがいいのかというような案を出しました。ことごとく反対されました。なぜか。体育館に集まるよりは、今あるせっかくやっていただいた設備があるので、教室でやったほうが非常に保護者からも生徒からも効率的だという、そういった意見もあるのだと。先生方に聞いても、非常に人数をまとめて、前に3.11のときにみんなばらばらになったわけですから、教室だとか狭いところできちんとできますよというようなことを報告受けています。そのことを考えると、なるほど教室でクーラー入れてやったほうが無難なのかなと、かえって危機管理の中では安心、安全にいくのかなというような思いです。それで、体育館まで、学校まで駄目だということは新地町では考えられないというようなこともありましたので、教室を利用する考え方かなと私は思っております。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 教室避難、一時的に1週間、1か月ぐらいならいいです。延々と何か月も続くと。今、能登半島見てください、テレビで。子どもたちに学校を返したい、みんな被災者がやっているではないですか。やっぱり私が心配しているのは、熱中症で死ぬのです、人が。そういった震

災関連死をやっぱり1つでも2つでも出したくない。1つでも2つでも全部やれなければ例えば新地の小学校だけやるとか、そういうことだって可能ではないですか。今現在、1週間で終わる、あの13年前思い起こしてくださいよ、13年前。あれが真夏に起きたらどうなりますか。私はそれを言っているわけ。昨年ものすごい熱中症の搬送者です。広域消防聞いても、もう大変だと、こういった話が出てきているわけです。私のところもエアコンつけました、新しく。今まで1か月のうち3日か1週間しか使わなくてよかったのに、今1か月毎日つけないと寝れない、こう言えるぐらいこの何年間で気候の状況が大きく変わってきているわけです。これは国も県もみんな認めているから、だからこういった、来年度までですよ、これ2分の1の助成。こういったことで、そのときは教室使えばいいわみたいなそういうあれでは、危機管理という点ではどうなのでしょう。もっと深刻に研究、検討する、こういった姿勢が私は欲しい。町長答弁してください。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 井上議員が熱弁を振るっていただきまして、私も財政が許せばそうやりたいという気持ちは重々思っています。ただ、全然検討しないというわけではないです。答弁書にはないですけども、常に我々はそういった部分を調査研究しながら、ただ議員が心配するのは来年までということだと思しますので、それらを含めて調査研究を十分にさせていただいて、その中で必要となれば検討させていただきます。それでよろしいですか。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 この2分の1来年度までなのです、来年度まで。だから、本当今から研究、検討して、いろいろ情報集めて、しっかり町長から各担当課にハッパかけて進めていただければと思います。

終わります。

○遠藤 満議長 これで10番、井上和文議員の一般質問を終わります。

ここで昼食で休憩をしますので、再開は1時30分から再開いたします。

午前 1 1時44分 休 憩

午後 1時30分 再 開

○遠藤 満議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第2、議案第8号 新地町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは討論を終わります。

これから議案第8号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 新地町下水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第3、議案第9号 新地町新型コロナウイルス感染症に関する融資制度利子補給補助金基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは討論を終わります。

これから議案第9号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 新地町新型コロナウイルス感染症に関する融資制度利子補給補助金基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第4、議案第10号 新地町会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これ以て質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これ以て討論を終わります。

これから議案第10号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 新地町会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第5、議案第11号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これ以て質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これ以て討論を終わります。

これから議案第11号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第6、議案第12号 新地町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これ以て質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての討論を終ります。

これから議案第12号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 新地町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第7、議案第13号 新地町東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての質疑を終ります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての討論を終ります。

これから議案第13号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 新地町東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第8、議案第14号 新地町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての質疑を終ります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての議論を終わります。

これから議案第14号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 新地町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第9、議案第15号 新地町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての討論を終わります。

これから議案第15号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 新地町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第10、議案第16号 新地町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての議論を終わります。

これから議案第16号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 新地町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第11、議案第17号 新地町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての討論を終わります。

これから議案第17号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 新地町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第12、議案第18号 新地町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これ以て質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これ以て討論を終わります。

これから議案第18号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 新地町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第13、議案第19号 新地町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これ以て質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これ以て討論を終わります。

これから議案第19号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 新地町町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第14、議案第20号 新地町一般廃棄物最終処分場堰堤築造工事請負変更契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これ以て質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての討論を終わります。

これから議案第20号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 新地町一般廃棄物最終処分場堰堤築造工事請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第15、議案第21号 藤崎排水機場除塵機整備工事請負変更契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての討論を終わります。

これから議案第21号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 藤崎排水機場除塵機整備工事請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第16、議案第22号 令和5年度新地町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての討論を終わります。

これから議案第22号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 令和5年度新地町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第17、議案第23号 令和5年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての討論を終わります。

これから議案第23号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 令和5年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第18、議案第24号 令和5年度新地町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての討論を終わります。

これから議案第24号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 令和5年度新地町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第19、議案第25号 令和5年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての討論を終わります。

これから議案第25号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 令和5年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第20、議案第26号 令和5年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべての討論を終わります。

これから議案第26号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 令和5年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第21、議案第27号 令和5年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第27号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 令和5年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号～議案第32号の委員長報告、質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第22、議案第28号 令和6年度新地町一般会計予算について、日程第23、議案第29号 令和6年度新地町国民健康保険特別会計予算について、日程第24、議案第30号 令和6年度新地町介護保険特別会計予算について、日程第25、議案第31号 令和6年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第26、議案第32号 令和6年度新地町下水道事業会計予算についての5件を一括議題とします。

議案第28号から議案第32号までの令和6年度予算5件について、予算審査特別委員会委員長に報告を求めます。

水戸洋一予算審査特別委員会委員長。

〔水戸洋一予算審査特別委員会委員長登壇〕

○水戸洋一予算審査特別委員会委員長 では、ご報告申し上げます。

令和6年3月21日

新地町議会議長 遠藤 満 様

予算審査特別委員会委員長 水戸 洋一

令和6年度新地町一般会計及び特別会計並びに事業会計予算審査報告書

議案第28号 令和6年度新地町一般会計予算について

議案第29号 令和6年度新地町国民健康保険特別会計予算について

議案第30号 令和6年度新地町介護保険特別会計予算について

議案第31号 令和6年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第32号 令和6年度新地町下水道事業会計予算について

本特別委員会に付託された上記議案は、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

○意見内容

令和6年度予算は、町の将来の展望と方向性を示す「第6次新地町総合計画」及び国の「第2期復興・創生期間」4年目となる重要な予算である。東日本大震災から13年、また、その間には、令和元年の大雨による水害や、令和3年、令和4年の2度にわたる福島県沖地震の復旧に係る各種事業等が計画に基づき実施されてきたが、復興等特別交付税等の減少により、4年ぶりの普通交付団体の予算となっている。

一般会計予算は、61億8,100万円対前年比6億400万円の増、更に前年度からの繰越明許は3件で3,752万円、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計は、19億1,318万円で、執行予算総額は、80億9,418万円である。下水道事業は公営企業会計方式へ変更となる。

これまでに整備された新地駅周辺等の新たな公共施設の活用を図り、交流人口の拡大を目指すと共に、各施設の適切な管理運営に努め、町民のニーズや課題に対し、より積極的に寄り添った支援に努力されたい。

また、「第6次新地町総合計画後期計画」の策定に向けた取組みがスタートする。中長期的な方向性を示す重要な計画であり、持続可能な計画策定に向け努力されたい。

1 令和6年度新地町一般会計予算について

(1) 歳入について

- ・国や県が計画する各種事業を踏まえ、補助事業や新たな事業、制度の情報収集に努め、更なる財源確保を図られたい。

(2) 歳出について

- ・職員の健康管理に十分努められたい。

- ・国のデジタル田園都市構想に基づくDX等の事業により、計画的かつ的確に取り組まれたい。
 - ・新公共交通事業について、早期の運用開始に努められたい。また、利用者のニーズ等をとりえ継続的な改善に取り組まれたい。
 - ・町民生活の安心安全に繋がる、防災・減災等の事業を計画的に取り組まれたい。
 - ・交流人口増に寄与する鹿狼山駐車場整備事業等について、計画的に取り組まれたい。
 - ・人口増加及び子育て支援施策の事業拡大を図られたい。
- 2 令和6年度新地町国民健康保険特別会計予算について
- ・健康増進や予防医療の充実を図り、国保税の更なる軽減に努められたい。
- 3 令和6年度新地町介護保険特別会計予算及び令和6年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について
- ・各制度の的確な運用に努め、負担軽減を図られたい。
- 4 令和6年度新地町下水道事業会計予算について
- ・的確な収支管理を図られたい。

以上、ご報告申し上げます。

○遠藤 満議長 予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

初めに、議案第28号 令和6年度新地町一般会計予算について討論を行います。

5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 令和6年度一般会計予算について、反対の立場から討論に参加いたします。

令和6年度一般会計予算の衛生費の中の節第11の委託料の予算で、町内に最終処分場があるにもかかわらず、当該処分場の延命措置と称してごみ焼却場から出る主灰をいわき市に搬送するということではありますが、私はその必要性について大きな疑問を持っております。

その理由については、1つ目は、ごみ最終処分場はいつの日か満杯になって、新たに造成しなければならないのは明らかであります。その施設整備については、今から調査検討すれば十分に足り得るものと思います。

2つ目は、町では若い人たちが安心して子育てをできるための施設、子育て支援定住促進住宅等を準備しているように、子育ての一環として学校給食の無料化を進めるべきと思っております。したがって、これらの委託料については反対の意見をしますものであります。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 今回の予算は、2度の地震による復旧も終期を迎え、ここ数年多かった繰越明

許費も約3,700万円ということで、年度当初から通常予算執行体制が取れてきていると思われます。大規模償却資産の減価償却により今年度から交付団体となりましたが、町税は個人、法人とも伸びており、固定資産税等も含めれば全体で昨年より2億4,000万円の伸びとなりました。

こういった中で、初日に議決した盛土規制条例をはじめ、町民の安心、安全に配慮した施策などの取組を評価をしたいと思います。また、鹿狼山駐車場の整備により、しんち魅力体感・発信事業を含め、観光協会の役割が今後ますます重要となってくるでありましょう。さらには、予算委員会で75年間一度も改善されなかった保育士配置基準を、国の補助がなくても待機児童解消のために改善していく方向だと表明されました。各種子育て支援策と併せ、高く評価をしたいと思いますが、基本的な以下の点について指摘をしたいと思います。

第1に、新公共交通導入事業、しんちゃんGOの見直しでございます。300円で循環できる地域、500円でなければタクシーしか乗れない地域という議論がございましたが、公共交通は、1、誰でも乗れる、2、高齢者の足の確保が重要な命題です。地域循環型がやはり全ての地域を網羅すべきだと思います。2台で走れば1時間と変わらないでしょう。地域間格差が生じない配慮が求められていると思います。

第2は、今ほどお話が出ましたが、学校給食費の無料化でございます。今コロナ禍や物価高の中で、子育て世代の生活実態は大変な状況にあります。特にその中で、1人につき年間四、五万円の給食費負担は大きいでしょう。子どもが多ければ多いほど負担はなおさらでございます。総理大臣も国会で、学校給食費の無償化は自治体で適切に判断いただきたいとの答弁を踏まえ、食育とも連携をしながら学校給食の無償化に踏み出すべきでございます。

また、今回の予算では当初から3,700万円強の残業代が組まれております。昨年より500万円ほど減っておりますが、町長がいつもおっしゃっております働き方改革と言われてるように、せめて当初から取るのは半分にするなどをすれば財源も確保できるかと思います。また、課によっては3人の職員が休んでいる課などもあり、それが結果として残業しなければならなくなるということにも結実しますから、柔軟な職員配置もまた求められていると思います。

以上の点を表明しながら、原案に反対の立場で討論に参加をさせていただきます。

以上です。

○遠藤 満議長 11番、水戸洋一議員。

○11番水戸洋一議員 それでは、賛成の立場から討論に参加したいと思います。

本年の会計予算につきましては、予算特別委員会で慎重審議してまいりました。その結果、賛成多数ということで原案のとおり可決するものだと議決いたしました。委員会としては、委員会の考え方を重いものがあると思います。賛成多数で議決した案件に関しては、当然のこのように尊重したいと思い、賛成の立場で表明をいたしたいと思います。

○遠藤 満議長 1番、大内広行議員。

○1番大内広行議員 私もなのですが、賛成の立場でということで意見を申し上げさせていただきたいと思います。

本令和6年度の当初予算につきましては、予算審査特別委員会を設置して、その内容で、中身で議論をさせていただきました。皆さんのそれぞれの意見を踏まえた形で意見書の内容も付しておりますので、原案については問題がないと思っておりまして、原案のとおり可決すべきかと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 そのほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 なければ、これで討論を終わります。

これから議案第28号についてを採決します。

この採決は、起立の方法によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○遠藤 満議長 起立多数であります。

したがって、議案第28号 令和6年度新地町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号から議案第32号までの4件について討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これですべて討論を終わります。

議案第29号から議案第32号までの4件についてを採決します。

予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。

お諮りします。議案第29号から議案第32号までの4件は、予算審査特別委員会委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 令和6年度新地町国民健康保険特別会計予算について、議案第30号 令和6年度新地町介護保険特別会計予算について、議案第31号 令和6年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第32号 令和6年度新地町下水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議発第1号の上程、説明、質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第27、議発第1号 新地町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議

題とします。

提出者の説明を求めます。

寺島浩文議会運営委員会委員長。

〔寺島浩文議会運営委員会委員長登壇〕

○寺島浩文議会運営委員会委員長

議発第1号

新地町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和6年3月21日提出

新地町議会議長 遠藤 満 様

提出者 新地町議会運営委員会委員長 寺島浩文

提案理由でございます。令和5年の地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、現在の社会情勢等に照らし、所要の整備を行うものでございます。

詳細については、記載のとおりでございます。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行する。

以上でございます。

○遠藤 満議長 提出者の説明が終わりました。

これから議発第1号の提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから議発第1号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議発第1号 新地町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議発第2号の上程、説明、質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第28、議発第2号 新地町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

寺島浩文議会運営委員会委員長。

〔寺島浩文議会運営委員会委員長登壇〕

○寺島浩文議会運営委員会委員長

議発第2号

新地町議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和6年3月21日提出

新地町議会議長 遠藤 満 様

提出者 新地町議会運営委員会委員長 寺島 浩 文

提案理由でございます。令和5年の地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、現在の社会情勢等に照らし、所要の整備を行うものでございます。

詳細については、記載のとおりでございます。

附則として、この規則は令和6年4月1日から施行する。

以上でございます。

○遠藤 満議長 提出者の説明が終わりました。

これから議発第2号の提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから議発第2号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議発第2号 新地町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

◎陳情審査委員長報告

○遠藤 満議長 日程第29、陳情審査委員長報告を議題とします。

令和6年陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出を求める陳情書について、審査結果の報告を求めます。

寺島浩文総務文教常任委員会委員長。

〔寺島浩文総務文教常任委員会委員長登壇〕

○寺島浩文総務文教常任委員会委員長 報告いたします。

令和6年3月21日

新地町議会議長 遠藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 寺島 浩 文

陳情審査報告書

本委員会は、令和6年3月6日に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条及び第95条の規定により報告します。

受理番号、令和6年陳情第1号。件名、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出を求める陳情書。審査結果は採択でございます。意見として、意見書として関係機関に送付すべきである。

以上でございます。

○遠藤 満議長 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから令和6年陳情第1号についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、令和6年陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出を求める陳情書については、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第30、意見書（案）についてを議題とします。

意見書（案）第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について、提出者に説明を求めます。

寺島浩文総務文教常任委員会委員長。

〔寺島浩文総務文教常任委員会委員長登壇〕

○寺島浩文総務文教常任委員会委員長 報告します。

意見書（案）第1号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

令和6年3月21日提出

新地町議会議員 遠藤 満 様

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 新地町議会議員 | 寺島 浩文 |
| 賛成者 | 新地町議会議員 | 大内 広行 |
| ” | 新地町議会議員 | 三宅 信幸 |
| ” | 新地町議会議員 | 八巻 秀行 |
| ” | 新地町議会議員 | 村上 勝則 |

意見書（案）第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

令和5年春闘結果での賃上げ率はほぼ30年ぶりの高水準での賃上げとなったものの、急激な物価上昇に追いつかず実質賃金はマイナスが続き、超少子高齢・人口減少という構造問題や長引いたデフレ経済の影響なども相まって、不安定雇用と格差の拡大は最低賃金近傍で働く者の生活はより厳しい状況が続き、経済・物価上昇に見合った継続的な賃上げが喫緊の課題になっています。

賃金と最低賃金の安定的な引上げには、中小・零細企業の労務費の円滑な転嫁も必要不可欠であり、賃上げ原資の確保も含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げと労務費の適切な転嫁による取引適正化が急務となります。

また、人手不足を補うための外国人労働者の増加とパート労働者、契約社員・派遣社員など雇用形態の多様化は依然として存在し、低賃金・長時間労働など問題が山積するなか、重層的なセーフティネットの強化と福島県の人口流出制御策の一つとなる最低賃金の引き上げと早期発効は重要な政策でもあります。

よって、新地町議会は福島県の一層の発展をはかるため、「賃金の経済政策」となる福島県の最低賃金引き上げに関する次の事項について強く要望いたします。

要望事項は5項目あり、記載のとおりでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年3月21日。福島県相馬郡新地町議会議員、遠藤満。提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長宛てでございます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 提出者の説明が終わりました。

これから意見書（案）第1号について、提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから意見書（案）第1号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書（案）第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の所管事務等調査の申し出

○遠藤 満議長 日程第31、閉会中の所管事務等の調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長の挨拶

○遠藤 満議長 以上で、提案されました議案の全てが終了しました。

ここで、町長に挨拶を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 令和6年第2回新地町議会定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

初めに、3月19日は、議会を休会にさせていただき、感謝を申し上げます。おかげさまで、当町にご支援、ご協力をいただきました株式会社ナガホリの長堀守弘氏のお別れの会に出席し、奥様、息子である長堀慶太氏にお悔やみと当町からの感謝の意を伝えることができました。

さて、議員の皆様には、年度末の何かとお忙しい中、今定例会にご出席いただき、誠にありがとうございました。慎重にご審議の上、上程いたしました全ての議案に御議決をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

寒暖差の厳しい日々が続きますが、確実に春の陽気となり、農作業等を含めた準備、何かと多忙の日が続くかと思いますが、まだ収束の見えない新型コロナウイルス感染症に注意されながらご健康に留意され、議員活動にご精励いただきますよう心からお願い申し上げます。定例会閉会に当たってのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。3月6日から本日までの16日間、慎重にご審議をいただき、全議案を議決し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

令和6年度は、第6次新地町総合計画並びに第2期復興・創生期間の4年目になります。新たなまちづくりに関する様々な施策に積極的に関与していかねばならないと考えておりますので、今後も皆様のご協力をお願いいたします。

以上で令和6年第2回新地町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時18分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年 月 日

議 長 遠 藤 満

署 名 議 員 牛 坂 毅 志

署 名 議 員 八 卷 秀 行

署 名 議 員 三 宅 信 幸

参 考 资 料



令和6年2月22日

新地町議会議長 遠藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 寺島 浩文



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1 調査月日及び調査事項

2月8日 ○令和6年度予算編成について

2 調査経過

町長、副町長及び関係職員等の出席を求め、調査事項の資料提出及び説明を受け審査等を行った。

3 調査結果

○令和6年度予算編成について

(1) 予算編成の方針

令和6年度の当初予算編成にあたっては、歳入面では令和4年度決算剰余金により、財政調整基金は適正水準を保っているものの、今後は当町の基幹税目である固定資産税が、徐々に減少して行く事を見込んでいる。一方歳出面では社会保障費の増加をはじめ、物価上昇による経費増加や数多くの公共施設の修繕費や大規模改修費などの増加が見込まれている。財源については、出来る限り国県補助金を活用した上で、町債や一般財源を配分する方向である。

(2) 予算規模

予算規模については一般会計61億7,900万円、特別会計23億2,400万円、併せて85億300万円となる見込みである。

① 歳入の概要

歳入については、町税は個人住民税の緩やかな回復が見込まれており、微増を見込んでいる。法人住民税については、石油資源開(株)の減免措置が終了する事から、増収を見込んでいる。また福島ガス発電(株)等の復興特区制度による減免措置を行った試算については、震災復興特別交付税で措置されている。軽自動車税については、前年より微増、町たばこ税については微減を見込んでいる。

② 歳出の概要

目的別歳出予算の構成比として、総務費 17.2%、民生費 19.9%、衛生費 10.7%、農林水産業費 9.5%、土木費 12.8%、教育費 10.5%、公債費 10% などとなっている。

③ 主な事業

令和6年度の主な事業として、「3村合併70周年記念事業」・「鹿狼山駐車場整備事業」・「自治体情報システム標準化・共通化移行業務」・「自転車用ヘルメット購入費用補助事業」・「藤崎排水機場改修工事」・「水産物共同作業施設整備事業」・「社会資本整備総合交付金事業」・「駒町地区治水対策事業」・「新地町歴史文化振興事業」などが計画されている。



令和6年2月21日

新地町議会議長 遠藤 満 様

産業厚生常任委員会委員長 寺島 博文



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1 調査月日及び調査事項

- 1月18日 ○災害復旧における道路と下水道の進捗状況について
- 2月20日 ○廃棄物行政の現状と課題について

2 調査経過

町長、副町長及び関係職員の出席を求め、各調査事項の現地調査、資料提出及び説明を受け審査を行った。

3 調査結果

○災害復旧における道路と下水道の進捗状況について

令和4年3月16日発生した震度6強地震では、公共下水道施設において管渠本体のたるみ及び一部円周破損が発生し、マンホールも同様に破損した。

新地町全体では、被災延長3215.2m、管更生工36箇所、マンホール復旧工7箇所等で、総事業費4億4000万円。財源内訳は国庫支出金2億9348万円、地方債1億4650万円、一般財源、2000万円である。

被災延長3215.2mの内、令和3年の地震被災の再被災箇所は403.6m。公共下水道復旧事業は、令和5年度未完了とある。工期を遵守し、工事を進められたい。大事なことは、町民に工事の内容と完了予定を知らせて、安心してもらうことである。情報の共有化を徹底されたい。

道路関係について、令和3年度、令和4年度の地震災害における復旧事業進捗状況は、総件数369件、総事業費2億7658万円。財源の内訳は、国庫支出金9189万円、地方債1億2350万円、一般財源6118万円である。

主な復旧工事はすでに完了しており、約50箇所が令和6年度で工事予定

(交通に影響のない場所) 速やかな対応をされたい。審査での議論の中心になったのは、国の補助災害採択についてであった。下水道事業と比べると、道路事業については、国庫支出金の割合が少なく地方債及び一般財源の割合が高い事があり、補助災害採択について鋭意工夫されたい。

○廃棄物行政の現状と課題について

廃棄物行政の現状と課題について調査の為、光陽クリーンセンター及び一般廃棄物最終処分場を視察した。

現在町では、一般廃棄物最終処分場の埋め立て区画延命を目的に、堰堤築造工事中(3月末完成)である。現在埋め立て率は63%であるが、この工事により、これから約17年間埋め立てが可能となる。しかし、今後主灰を最終処分場に埋め立てて行けば、約8年で第1期計画は完了(満杯)となる見込みの為、より一層の延命化のために、生ごみの分別等ごみ減量化に向けて取り組まされたい。また、2期計画構想についても研究・検討されたい。

令和6年3月21日

新地町議会議長 遠藤 満 様

予算審査特別委員会委員長 水戸 洋 一



令和6年度新地町一般会計及び特別会計並びに事業会計予算審査報告書

- 議案第28号 令和6年度新地町一般会計予算について
- 議案第29号 令和6年度新地町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第30号 令和6年度新地町介護保険特別会計予算について
- 議案第31号 令和6年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第32号 令和6年度新地町下水道事業会計予算について

本特別委員会に付託された上記議案は、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

○意見内容

令和6年度予算は、町の将来の展望と方向性を示す「第6次新地町総合計画」及び国の「第2期復興・創生期間」4年目となる重要な予算である。東日本大震災から13年、また、その間には、令和元年の大雨による水害や、令和3年、令和4年の2度にわたる福島県沖地震の復旧に係る各種事業等が計画に基づき実施されてきたが、復興等特別交付税等の減少により、4年ぶりの普通交付団体の予算となっている。

一般会計予算は、61億8,100万円に対前年比6億400万円の増、更に前年度からの繰越明許は3件で3,752万円、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計は、19億1,318万円、執行予算総額は、80億9,418万円である。下水道事業は公営企業会計方式へ変更となる。

これまでに整備された新地駅周辺等の新たな公共施設の活用を図り、交流人口の拡大を目指すと共に、各施設の適切な管理運営に努め、町民のニーズや課題に対し、より積極的に寄り添った支援に努力されたい。

また、「第6次新地町総合計画後期計画」の策定に向けた取組みがスタートする。中長期的な方向性を示す重要な計画であり、持続可能な計画策定に向け努力されたい。

1 令和6年度新地町一般会計予算について

(1) 歳入について

- ・国や県が計画する各種事業を踏まえ、補助事業や新たな事業、制度の情報収集に努め、更なる財源確保を図られたい。

(2) 歳出について

- ・職員の健康管理に十分努められたい。
- ・国のデジタル田園都市構想に基づくDX等の事業により、計画的かつ的確に取り組まれたい。
- ・新公共交通事業について、早期の運用開始に努められたい。また、利用者のニーズ等をとらえ継続的な改善に取り組まれたい。
- ・町民生活の安心安全に繋がる、防災・減災等の事業を計画的に取り組まれたい。
- ・交流人口増に寄与する鹿狼山駐車場整備事業等について、計画的に取り組まれたい。
- ・人口増加及び子育て支援施策の事業拡大を図られたい。

2 令和6年度新地町国民健康保険特別会計予算について

- ・健康増進や予防医療の充実を図り、国保税の更なる軽減に努められたい。

3 令和6年度新地町介護保険特別会計予算及び令和6年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について

- ・各制度の的確な運用に努め、負担軽減を図られたい。

4 令和6年度新地町下水道事業会計予算について

- ・的確な収支管理を図られたい。

以上

意見書（案）第1号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

令和6年3月21日提出

新地町議会議長 遠藤 満 様

提出者 新地町議会議員 寺 島 浩 文

賛成者 新地町議会議員 大 内 広 行

〃 新地町議会議員 三 宅 信 幸

〃 新地町議会議員 八 卷 秀 行

〃 新地町議会議員 村 上 勝 則

意見書（案）第1号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

令和5年春闘結果での賃上げ率はほぼ30年ぶりの高水準での賃上げとなったものの、急激な物価上昇に追いつかず実質賃金はマイナスが続き、超少子高齢・人口減少という構造問題や長引いたデフレ経済の影響なども相まって、不安定雇用と格差の拡大は最低賃金近傍で働く者の生活はより厳しい状況が続き、経済・物価上昇に見合った継続的な賃上げが喫緊の課題になっています。

賃金と最低賃金の安定的な引き上げには、中小・零細企業の労務費の円滑な転嫁も必要不可欠であり、賃上げ原資の確保を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げと労務費の適切な転嫁による取引適正化が急務となります。

また、人手不足を補うための外国人労働者の増加とパート労働者、契約社員・派遣社員など雇用形態の多様化は依然として存在し、低賃金・長時間労働など問題が山積するなか、重層的なセーフティネットの強化と福島県の人口流出抑制策の一つとなる最低賃金の引き上げと早期発効は重要な政策でもあります。

よって、新地町議会は福島県の一層の発展をはかるため、「賃金の経済政策」となる福島県の最低賃金引き上げに関する次の事項について強く要望いたします。

- 1 福島県最低賃金は、可能な限り速やかに1,000円に到達させること。
特に、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活はより厳しさを増しており、経済・物価上昇に見合った賃上げが喫緊の課題である現状を踏まえるとともに「新しい資本主義実現会議」において、2030年代半ばまでに最低賃金全国平均1,500円となることを目指すとした政府の積極的な姿勢を踏まえ相応の引き上げを行うこと。
- 2 中小企業等が、原材料価格やエネルギーコストのみならず、最低賃金引上げ原資の確保を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体での定着に向け「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底と環境整備の充実、強化を図ること。
- 3 最低賃金引上げは賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等も多様な政策誘導として取り組むこと。
- 4 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期の発効に努めること。
- 5 最低賃金の改定額を踏まえ、公契約において賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、賃金保証型（ILO第94号条約に準拠）での公契約条例の制定に向けて、中央府省庁および地方自治体に対して指導を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年3月21日

福島県相馬郡新地町議会議長 遠藤 満

《提出先》
内閣総理大臣
厚生労働大臣
福島労働局長 あて